

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

令和 3 年度 認証評価

富山福祉短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	9

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	11
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	28

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	63

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	93

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	101
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	103
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	107

【資料】

[様式 9] 提出資料一覧

[様式 10] 備付資料一覧

[様式 11～17] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、富山福祉短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年6月30日

理事長

浦山 哲郎

学長

松本 三千人

ALO

竹ノ山 圭二郎

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 41 年	4 月	各種学校 中央予備校が開校
昭和 41 年	12 月	準学校法人 浦山学園として認可される（認可日：昭和 41 年 12 月 26 日）
昭和 43 年	4 月	各種学校 中央経済専門学校が開校
昭和 45 年	4 月	中央経済専門学校から富山経済専門学校へ校名を変更
昭和 47 年	4 月	中央予備校富山校が開校
昭和 51 年	4 月	中央予備校金沢校が開校 各種学校 富山経済専門学校が専修学校として認可される
昭和 51 年	5 月	富山経済専門学校に商業実務専門課程設置が認可される
昭和 55 年	7 月	中央予備校金沢校から金沢中央予備校へ校名を変更
昭和 57 年	4 月	中央予備校が高岡市駅南へ移転。中央予備校高岡校が開校
昭和 63 年	7 月	富山経済専門学校に文化教養専門課程設置が認可される
平成 8 年	12 月	準学校法人浦山学園が学校法人として認可される 富山福祉短期大学の設置が認可される
平成 9 年	4 月	富山福祉短期大学開学および社会福祉学科を設置 (入学定員 100 名 収容定員 200 名)
平成 14 年	4 月	富山福祉短期大学社会福祉学科に社会福祉専攻・介護福祉専攻を設置 社会福祉専攻(入学定員 100 名 収容定員 200 名)、 介護福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名)
平成 14 年	4 月	富山経済専門学校が富山情報ビジネス専門学校へ校名を変更 工業専門課程、教育・社会福祉専門課程を設置
平成 14 年	4 月	富山中央学院が開校(～平成 19 年 3 月)
平成 16 年	4 月	富山福祉短期大学に社会福祉学科・児童福祉専攻を設置 社会福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名) 介護福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名) 児童福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名)
平成 18 年	3 月	富山福祉短期大学 社会福祉学科・児童福祉専攻が幼稚園教諭二種 免許教職課程として認可される
平成 20 年	4 月	富山福祉短期大学に看護学科を設置(入学定員 80 名 収容定員 240 名)
平成 21 年	4 月	富山福祉短期大学社会福祉学科・介護福祉専攻の入学定員を 50 名から 40 名へ変更
平成 22 年	4 月	富山福祉短期大学 幼児教育学科を設置 (入学定員 50 名 収容定員 100 名) (社会福祉学科児童福祉専攻募集停止) 社会福祉学科 社会福祉専攻 コース制導入
平成 25 年	3 月	富山福祉短期大学訪問看護ステーションの設置が認可される 富山情報ビジネス専門学校幼児教育学科の設置が認可される (入学定員 30 名 厚生労働省指定保育士養成施設)
平成 27 年	3 月	中央予備校富山校授業停止届(平成 27 年度募集停止)
平成 28 年	11 月	中央予備校富山校廃校認可
平成 28 年	12 月	浦山学園創立 50 周年を迎える
平成 30 年	3 月	地域課題解決拠点として教育・研究機関 U S P 竣工

＜富山福祉短期大学の沿革＞

平成 8 年	12 月	準学校法人浦山学園が学校法人として認可される 富山福祉短期大学の設置が認可される
平成 9 年	4 月	富山福祉短期大学開学および社会福祉学科を設置 (入学定員 100 名 収容定員 200 名)
平成 14 年	4 月	富山福祉短期大学社会福祉学科に社会福祉専攻・介護福祉専攻を設置 社会福祉専攻(入学定員 100 名 収容定員 200 名)、 介護福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名)
平成 16 年	4 月	富山福祉短期大学に社会福祉学科・児童福祉専攻を設置 社会福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名) 介護福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名) 児童福祉専攻(入学定員 50 名 収容定員 100 名)
平成 18 年	3 月	富山福祉短期大学 社会福祉学科・児童福祉専攻が幼稚園教諭二種 免許教職課程として認可される
平成 20 年	4 月	富山福祉短期大学に看護学科を設置(入学定員 80 名 収容定員 240 名)
平成 21 年	4 月	富山福祉短期大学社会福祉学科・介護福祉専攻の入学定員を 50 名から 40 名へ変更
平成 22 年	4 月	富山福祉短期大学 幼児教育学科を設置 (入学定員 50 名 収容定員 100 名) (社会福祉学科児童福祉専攻募集停止) 社会福祉学科 社会福祉専攻 コース制導入
平成 25 年	3 月	富山福祉短期大学訪問看護ステーションの設置が認可される
令和 2 年	4 月	富山福祉短期大学国際観光学科(入学定員 30 名 収容定員 60 名)設置

(2) 学校法人の概要

令和 3 年 5 月 1 日現在 (人)

教育機関名および施設名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
富山福祉短期大学	富山県射水市三ヶ 579	220	520	424
富山情報ビジネス専門学校	富山県射水市三ヶ 576	220	420	349
金沢中央予備校	金沢市笠市町 7-8	80	80	22
富山福祉短期大学 訪問看護ステーション	富山県射水市三ヶ 579	—	—	—
計		520	1,020	795

(3) 学校法人・短期大学の組織図

①教員数

令和3年5月1日現在(人)

	富山福祉 短期大学	富山情報 ビジネス 専門学校	金沢 中央予備校	訪問看護 ステーション	学園本部	計
学(校)長	1	1	1	0	0	3
副学(校)長	0	0	0	0	0	0
教授(諭)	13	0	0	0	0	13
准教授(諭)	8	0	0	0	0	8
講師	9	18	2	0	0	29
助教	2	0	0	0	0	2
助手	5	0	0	0	0	5
専任計	38	19	3	0	0	60
非常勤	134	50	8	0	0	192
合計	172	69	11	0	0	252

②教員以外の職員数

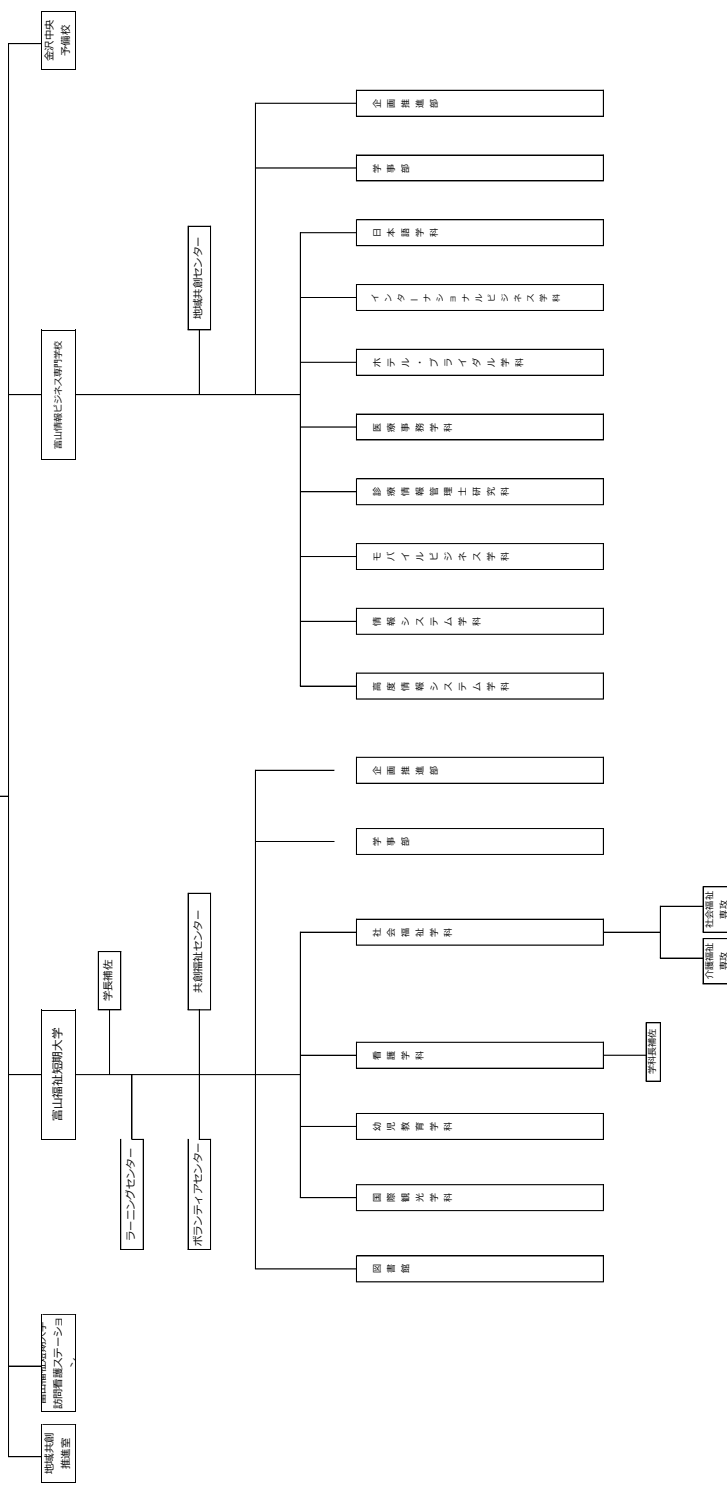
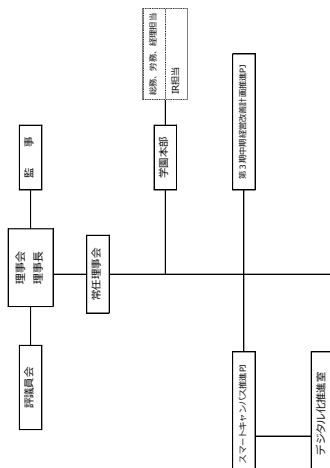
令和3年5月1日現在(人)

	富山福祉 短期大学	富山情報 ビジネス 専門学校	金沢 中央予備校	訪問看護 ステーション	学園本部	計
専任	17	8	1	6	5	38
非常勤	6	1	0	3	0	10
合計	23	9	1	9	5	48

令和3年度（2021年度）学校法人 浦山学園 組織図

2021年度の学園運営をより構造的に行うため、下記の体制・内容で取り扱う。

1. 「地域共創推進部」(U-lead/Urayama Regional Advancement Cooperative) を創設して位置付け、
 ① 地域共創推進部
 ② 地域共創推進部 人材派遣事業 (U-lead/Urayama Matching Platform)
 UTAC
2. 法人、専門学校に設置する(法人常務)が管理する。
 また、キヤリア・就職支援については、U-leadとの連携で業務を推進する。
3. 法人以下に以下のセンターを設置する。
 ラーニングセンター
 地域共創センター
 ポリシティアジアセンター
 ポリシティアジア以下に以下のセンターを設置する。
 地域共創センター
4. 専門学校に以下のセンターを設置する。
 地域共創センター
5. 第三部門制経営改革推進部は推進部を設置し、2021年度から2023年度までの計画を推進する
6. 「スマートキャンパス推進部」のもと、デジタル化推進部を設置し、職員の働き方改革を推進し、学生の学びの向上を図る。

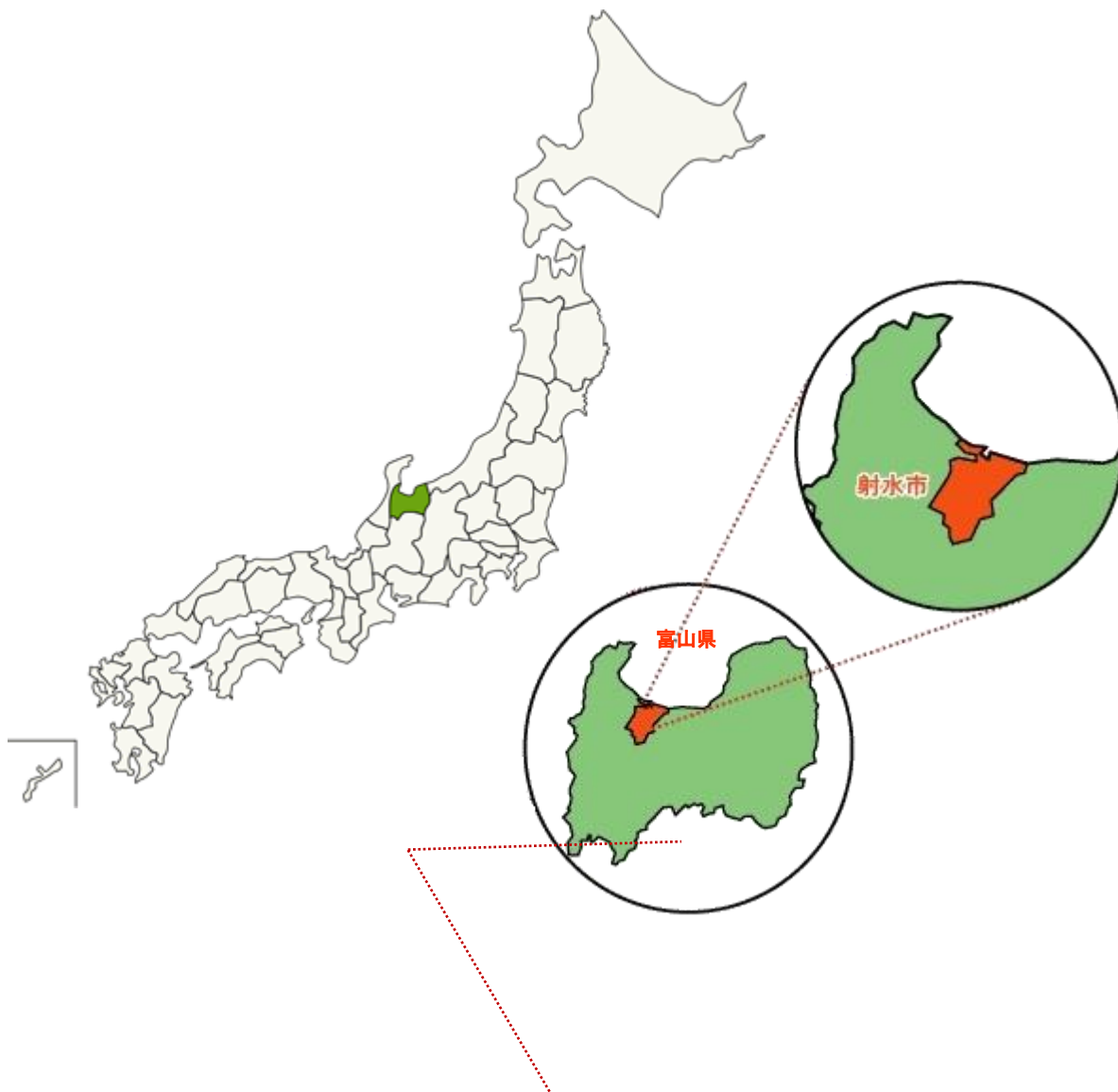


(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

富山福祉短期大学が位置する射水市は、環日本海交流拠点である富山県のほぼ中央に位置しており、東西を県下 2 大都市である富山市、高岡市に隣接している。また、半径約 7km のまとまりある地域であり土地面積は 109.43km²で、県土面積の約 2.6% を占めている。令和 2 年度富山県人口移動調査（富山県調査）によると、射水市の人口は 90,334 人で、平成 20 年以降は対前年比で減少している。学生の入学動向は、富山県内からの入学生数はほぼ同数で推移しており、県外ならびに留学生の入学者数が多くなってきている。

また、富山県ならびに射水市の総合計画等には、少子・高齢化への対策が重要事項として取り上げられており、本学の学科構成から考えても、その果たす役割は高いと考えている。

■ 射水市位置図



■学生の入学動向（学生の出身地別人数及び割合）

地域	28年度		29年度		30年度		令和元年		令和2年	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
富山	119	79.3%	122	74.4%	144	84%	120	75%	126	84%
北海道										
岩手										
宮城										
山形										
福島							1	0.6%		
栃木	1	0.7%							1	0.7%
東京			1	0.6%						
山梨									1	0.7%
新潟	4	2.7%	10	6.1%	1	0.6%	4	2.5%	2	1.3%
石川	11	7.3%	9	5.5%	8	4.7%	11	6.9%	8	5.3%
福井	1	0.7%	2	1.2%						
長野	2	1.3%	2	1.2%			2	1.3%		
岐阜	1	0.7%	3	1.8%	2	1.2%	1	0.6%		
三重	1	0.7%								
滋賀							1	0.6%		
愛知										
静岡									2	1.3%
京都										
大阪			1	0.6%						
兵庫	1	0.7%			1	0.6%	1	0.6%		
広島										
香川										
愛媛							1	0.6%		
沖縄										
その他 (大検等)	9	6.0%	14	8.5%	16	9.3%	18	11.3%	10	6.7%
合計	150	100.0%	164	100.0%	172	100.0%	160	100.0%	150	100%

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項（向上・充実のための課題）
(1) 各学科・専攻課程のシラバスに、15週目（あるいは13、14週目）に期末試験が記載されている科目がみられるので授業時間数の確保が望まれる。また、成績評価の方法について記述が不十分な授業科目があるので、改善が求められる。
対策
(1) 期末試験だけの授業で終わることがないように全教員に徹底し、試験だけの場合は補講・試験日に行うように改善した。また、評価についてはシラバスに記載するよう徹底した。
成果
(1) 対策を行うことにより、授業時間数の確保がなされ、成績評価の方法のシラバスへの記載がなされた。

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項（向上・充実のための課題）
(1) 学修成果の可視化の明確化。 (2) 教育方法の見直し・改善（デジタル化推進）、学生支援強化。 (3) 地域連携強化。
対策
(1) 学修成果の可視化をどう構築するか(アセスメント)を重点目標に定め、全学的に学修成果可視化の意義と体系化について協議・検討を行った。 (2) 学生による授業評価アンケート実施を体系化し、学生の意見を授業改善の視点として取入れる取組みを行った。また、積極的にクラウドサービス等を授業に活用し、社会的主流に合わせた改善を行った。ラーニングセンタにおける学生支援の体制も強化し、主に国家試験対策の個別指導を行っている。 (3) 『地学一体による地域課題解決拠点』という学園方針を具現化していくため、地域連携事業の推進を強化した。
成果
(1) 学修成果を直接的に査定する方法として各学科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を基に学習到達度評価基準を策定し、入学時から卒業時までの過程を学生自身で自己評価を行い、学習成果のひとつとして確認することができている。学校はその結果を集計・分析し、教育活動改善の指標としている。 (2) 教育の質向上のために、学修ポートフォリオについて検討し実施した。また、教育の質的向上を継続的に図っていくためにアセスメント・ポリシーを策定した。国家試験や資格試験、公務員試験の対策講座なども行い、成果を挙げている。 (3) 地域の自治体や施設と包括連携協定の締結を推進し、学生が参画する形で地域の課題解決に向けた取組みを産学連携において行っている。

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項への改善後の状況について

特になし

④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された及びその履行状況について

特になし

(6) 短期大学の情報の公表について

令和3年5月1日現在

①教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	https://www.tfukushi.urayama.ac.jp/fukutanbox#dl08
2	卒業認定・学位授与の方針	
3	教育課程編成・実施の方針	
4	入学者受入れの方針	
5	教育研究上の基本組織に関すること	
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	

②学校法人の情報の公表・公開について

事項	公開方法等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://www.urayama.ac.jp/rinen.html https://www.urayama.ac.jp/report/

(7) 公的資金の適正管理の状況

本学では、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づき、学内の責任体制、規程の整備等を行ってきています。

また平成26年2月18日付の同ガイドラインの改正に伴い、これまでの体制や学内の執行ルール等を検証し、下記の通り公的研究費に係る体制および規程等の改正・整備を行い、本学ホームページにて、関係する情報等を公開しています。

2. 自己点検・評価の組織と活動

<自己点検・評価委員会>

自己点検・評価のための自己点検・評価委員は運営会議メンバーと同じで、委員はALO、ALO補佐、学科長、図書館長、部課長などで構成されており、学長は必ず委員会には出席している。

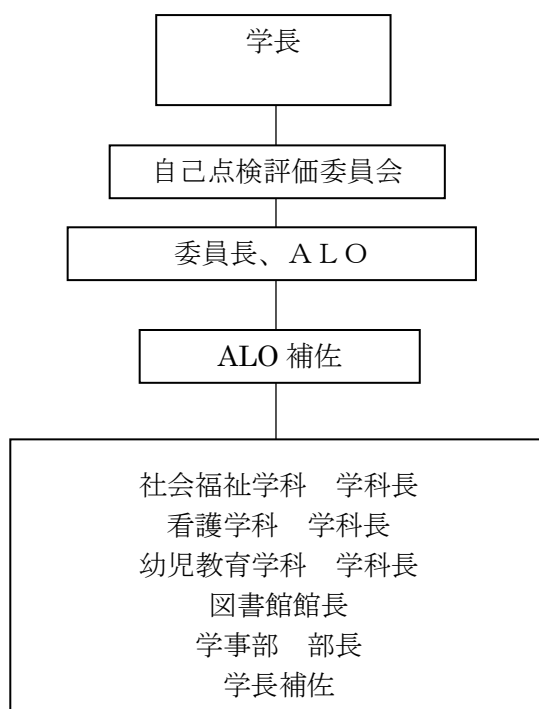
<自己点検評価の組織図>

下図のとおり。

<組織が機能していることの記述>

毎月1回行われる運営会議の際には必ず自己点検・評価についてALOから報告書作成の説明や進行状況の報告等がある。特に時間が必要となる場合には、別途、委員会を開催することで対応している。そのため、自己点検・評価報告書を全教職員でまとめる体制となっており、本学のPDCAサイクルを回すことができる組織体系となっている。令和元年度の自己点検・評価委員会の活動は基本運営会議の開催された日であり、毎月第3週水曜日の13時30分から行われている。

<令和2年度自己点検・評価の組織図>



<自己点検・評価報告書完成までの活動記録>

自己点検・評価委員会

年 月	内 容
令和2年12月	令和元年度自己点検・評価報告書の作成活動開始。作成スケジュールの説明。
令和3年3月	区分原稿の提出
令和3年4月	テーマ原稿の提出
令和3年4月	基準原稿の提出
令和3年5月	基礎資料の提出及び報告書の編集完了
令和3年6月	報告書の最終確認
令和3年10月(予定)	報告書の製本及び配布

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

<根拠資料>

提出資料 1. 学生ハンドブック P3-P4
(<https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/fukutanbox#dl08>)

備付資料 1. 創立 50 周年記念式典次第
2. 各自治体等の包括連携協定書

【区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学は、建学の精神として「質実にして明朗な人格形成」、「専門的な学問とその応用を通して社会に貢献する人格形成」（提出-1）と定めており、教育理念を「富山福祉短期大学は、より時代のニーズにあった高度な専門性を高める教育機関であると共に、人間としての素養・教養を高め、個性・自主性を重視し、知行合一を基本に実践躬行を以って、より良き社会の形成に自ら貢献出来る人材育成を期する。」と定めている。以上のことから、建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。この、建学の精神は平成 24 年 12 月に文書申請（申請番号 JA04-004）し承認された。また、教育基本法第 1 条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない。」と記載されている。以上のことから、建学の精神は教育基本法等に

基づいた公共性を有している。

本学では、この建学の精神、教育理念を学生ハンドブックやカレッジガイド、ホームページ（提出-1）等で公開し、オープンキャンパス、ガイダンスや説明会などで学内外に表明している。さらに平成24年度に建学の精神を学内文書規定に従って承認を得ることで学内において共有した。以上のことから、建学の精神を学内外に表明している。

本学では、毎年の自己点検・評価を実施する際に定期的に建学の精神、教育理念を確認している。以上のことから、建学の精神を定期的に確認している。また、学生ガイダンス、カレッジガイドや学生ハンドブック、ホームページについての見直しと更新時にも定期的に建学の精神、教育理念を確認している。特に平成28年度は学園創設50周年の年であり、その準備等の段階から50年を振り返る機会が多く、教職員間に建学の精神、教育理念をより深く認識することとなった（備付-1）。以上のことから、建学の精神を学内において共有している。さらに、教職員を対象とした研修会においても常に建学の精神や教育理念との関連を意識した導入を行っている。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域社会に向けた公開講座等の取組みについては、以下の通り。

- 地域つくりかえ講座（公開講座）の開催
- 連携協定先との共催講座の開催
- 正規授業での地域課題に対する調査・研究の実施（富山コミュニティー論）
- 社会人を対象とした履修証明プログラム講座の設置
- 出前講座の実施
- 講師派遣への対応
- 実務者研修・喀痰吸引研修等スキルアップ研修の開催
- ボランティア活動

令和2年度の地域づくりかえ講座・共催講座は、年間31講座計画したが、新型コロナウイルス感染防止の観点から28講座が中止となり3回のみ開催となった。3回の開催で、63名の方に受講いただいた。学生が主体となって取り組む「富山コミュニティー論」の授業においては、地域の課題解決に向け、全学科・専攻の学生が各チームで調査・研究を実施した。地域社会の行政、商工業、教育機関および文化団体等と連携し、それぞれ地域課題（テーマ）に取り組んだ。また、「富山コミュニティー論」で調査・研究したテーマ・事案について、射水市が公募している「学生による政策提案事業」への応募も行っており、常に学生参画型の地域貢献活動を目指している。

その他、県内の各自治体、高等学校、各関係機関より、各種講演会講師派遣、出張授業ならびに研修会開催協力等の依頼も多数いただき、適宜、連携・交流活動を行っている。平成26年3月に地域貢献活動の推進を担うために設置した「共創福祉センター」が事務局となり、各地域における地域課題・要望に対して、学内および関係各所の調整を行い、地域貢献活動の更なる充実を図っている。

また、正課授業と公開講座を組み合わせ、社会人を対象とした履修証明プログラムを開講しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から2回のみ開講し32名の方に参加いただいた。以上のことから、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

現在、4つの地方自治体（射水市・高岡市・氷見市・上市町）と4つの社会福祉・医療法人（アルペン会・五省会・小杉福祉会・明寿会）、2つのNPO法人（笑顔スポーツ学園・銀の櫛）と地域連携包括協定を締結し、特に地域課題への対応をテーマとした各種の活動を行っている（備付-2）。年1回（2月）の地域連携会議を開催し、本学の取り組みに対してのご意見・ご要望、各地域・法人における課題をヒアリングさせていただき、本学の地域貢献活動に反映させている。以上のことから、地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

本学ボランティアセンターでは、ボランティア募集情報を学生へ提供し、ボランティア活動の推進をしている。ボランティアセンターには、県内外の施設や団体から年間100件以上のボランティアの募集が届く。令和2年度のボランティア活動実績は、延べ253件、学生数176名であった。主な内容は高齢者施設や放課後等デイサービスで利用者や利用児と関わるボランティア活動、地域での清掃活動や小規模のイベントのボランティア活動であった。また、年5回の広報誌を発行した。

射水市社会福祉協議会より「ボランティア推進助成金」を受け、学生全員がボランティア保険に加入し、ボランティア活動を推進している。本年度は射水市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員と「若者のボランティアについて」と題し対談もを行い、その内容を記事にした。

ボランティアに関する教育として、全学科・専攻1年次の必修科目「地域づくりかえ学」「親学」等の授業でボランティア活動を推奨し、毎年12月には学科毎にボランティア活動の報告を行っている。また、学科・専攻ごとにボランティア担当の学生を決め、クラス内でのボランティア推進について話し合いを行っている。以上のことから、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

教職員の教育体制の中で、建学の精神について理解を深める機会を継続して設定していくことが課題である。

地域・社会への貢献として、本年度は地域つくりかえ講座を年間 31 講座計画し、3 講座実施、受講者は 63 名（全講座定員充足率 19.2%、3 講座定員充足率 70.0%）であった。3 講座は新型コロナウイルス感染の状況をみて落ち着いた時期の開催であり、定員充足率は 70%であった。コロナ渦の中での定員充足率は高いと考えられる。これは、令和元年度の課題を踏まえニーズに合った内容にしたことや広報先を拡大したことなどがあり、今後も広報活動を積極的に行っていくことが必要である。また、28 講座の内容は、出席者に高齢者が多いことが推測されることや実技を伴う講座が多いことで開催とならなかった。今後はオンラインでの講座など工夫を行っていく必要がある。

ボランティア活動はコロナ渦の中での実績としては充分と考えられるが、今後もボランティア活動を自発的に行ってほしいと考える。課題として自分の意思とは関係なくボランティア担当になった学生がおり、活動しない学生もいる。学生は資格取得に必要な科目が多く、実習期間もあり、また経済的な理由でアルバイトをしている学生もいる状況であり、学生の意欲を高め、様々な学びの場を提供していくことが今後の課題である。また、コロナ渦の状況が続くと考えられ感染拡大防止に向けた活動が求められる。

喀痰吸引指導者養成研修は、令和 2 年度に 11 名が受講しているが年々出席者数が減少している。これは、県内で養成機関が増えたことや指導者も充実してきたことなどが考えられる。しかし、今後の高齢者の増加に伴い指導者養成の充実を図ることが重要であり、広報活動を積極的に行っていくことが必要である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

令和 2 年度に、建学の精神および教育目標を学生・教職員が常に意識できるよう各教室に掲示を行った。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1. 学生ハンドブック P3-P4
(<https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/fukutanbox#dl08>)
2. 富山福祉短期大学学則
3. 令和元年度卒業生 学修到達度評価の調査結果

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の学科・専攻ごとの教育目的は、基準 I-A-1 に示した本学の建学の精神および教育理念、と本学の教育目的・教育目標に基づいて定めた教育方針「①専門知識・技術の修得、②学生主体の学び、③コミュニケーションスキルの修得」に基づいて、学則第2章第4条に以下のように定めている。各学科・専攻の教育目的には、建学の精神である「質実にして明朗な人格形成」、「専門的な学問とその応用を通して社会に貢献する人格形成」(提出-1)が明確に反映されており、以上のことから、学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。また、これらの教育目的・目標を学生ハンドブック、ホームページ等で公開し、オープンキャンパス、ガイダンスや説明会などで学生ハンドブックやカレッジガイド、教員が作成した資料を用いて学内外に表明している。以上のことから、学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。つまり、本学の教育体系は教育理念、教育目的、教育目標、教育方針、学科学習教育目標まで一連の系統化の中で構築されているといえる。よって本学の教育目的・目標は、教育理念や教育目的と整合性があり、また、学科・専攻として適切な目標となっている。そして、より具体的な表現として示されていることにより、学習成果を明確に示していると言える。学科教育目的や学科学習教育目標の点検の機会としては、学科会議、教務会議があり、これらの会議において見直しを行い、必要に応じて教務委員会に上程している。また、平成24年度に学科教育目的や学

科学習教育目標の妥当性に関する点検作業に着手した。これらを遂行することにより、教育目的・目標を定期的に点検している。平成 25 年においては、各学科専攻のシラバスに記載された科目の教育目標を以下に示すA～Hの教育目標ごとに分類した一覧表を作成し、さらに平成 26 年度においては教育改革推進委員会を設置し、シラバスの見直しや非常勤講師の資格要件等についての確認を強化した。令和元年度においては平成 25 年度から実施している学習成果に関する到達度自己評価を引き続き実施し、GPAとの関連について評価を行い、報告書を作成してデータの蓄積・分析を行っている。

また、年に 1 回定期的に、本学と包括連携協定を結んでいる自治体・法人と「地域連携会議」（令和 2 年度は、令和 3 年 3 月 3 日に開催）を開き、審議事項として「本学の教育活動について」説明を行い、その中で、本学の教育目標、3 ポリシー、シラバス、学習到達度の測定方法等について説明し意見聴取を求めている。以上のことから、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

（学科・専攻の教育目的）

第 4 条 学科・専攻の教育目的は、次のとおりとする。

社会福祉学科

(1) 社会福祉専攻

福祉の専門的知識および技術、学芸を生かし、人や地域社会とあたたかい関わりをもち、人権を擁護することのできる人間性豊かなソーシャルワーカー（社会福祉士）や地域社会に貢献できる福祉人材の育成を図ることを目的とする。

(2) 介護福祉専攻

その人らしい生活を支えるために必要な、専門的知識、心身の状況に応じた生活支援技術を身につけ、それらを必要とする人の尊厳と自立支援の意義を理解し、よりよい援助関係を築くための豊かな感性を伸長できる介護福祉士の育成を図ることを目的とする。

看護学科

看護師として正確な専門知識と安全な技術を身につけ、本人と家族を含めた看護の対象やその対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深め、信頼関係を形成し、安心感を与えることのできる態度と幅広い教養を身につけ、常に自己を向上させる意欲を備えた看護実践者の育成を図ることを目的とする。

幼児教育学科

子どもの保育・教育に関する専門知識、技術を修得し、音楽や図工、体育などを通して、子どもの感性を育む表現力を身につけ、さらに保護者や同じ職場の仲間から信頼される幅広い教養と使命感をもって、子どもたちの幸せをサポートできる人間愛に満ちた保育者、教育者の育成を図ることを目的とする。

国際観光学科

福祉の精神を基盤として、人権を尊重する高い倫理観を有し、人々の幸せのために、観光実務や観光サービスの分野で人を支援するための知識と基本的技術、語学力を活用し、地域の人々や関連職種と連携してインバウンドに対応し、地域創生に寄与できる人材を育成することを目的とする。

教育目標

本学の教育目的を具現化するために学習教育目標は、「短期大学士として本学で身につける力」として以下のように示し、さらに学科・専攻ごとに展開している。

- A 知識・理解力「知識を体系的に理解するとともに、学んだ知識をつないでいくことができる。」
- B 専門的技術「社会貢献・自己実現に技術が活用できる。」
- C 論理的思考力「情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。」
- D 問題解決力「問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。」
- E 自己管理能力「自らを律して行動できる。」
- F チームワーク・リーダーシップ「他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。」
- G 倫理観「自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。」
- H コミュニケーション力「言語や身体を用いて自己・他者の理解を深めるコミュニケーションができる。」

社会福祉学科

(1) 社会福祉専攻

- A ①社会福祉学の基礎的な理解「社会福祉に関する基礎的な知識、技術について理解している。」
- ②ソーシャルワークや隣接領域等の理解「ソーシャルワークの理解や心理、アート、健康、スポーツ等の知識を身につけている。」
- B ①面接技術やカウンセリング等の能力「対人援助に必要な知識・技術について理解している。」
- ②生活ニーズをアセスメントできる力「利用者の立場にたって物事を判断し、理解していく力を身につけている。」
- ③総合的な支援を計画的に実践できる力「論理的な根拠をもって援助を計画的に実践していく力を身につけている。」
- C ①行動を科学的に理解する力「人間の行動や心理について科学的、客観的に理解できる。」
- D 問題解決力「問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。」
- E G ①自己覚知の実践「価値観や倫理観と向き合いながら自らを律し、利用者を理解していくことができる。」
- F チームワーク・リーダーシップ「他者と協調・協働して行動できる。また、他者に

方向性を示し、目標の実現のために動員できる。」

H ①言語、非言語によるコミュニケーション技術「利用者にあった方法でコミュニケーションを実践できる力を身につけている。」

②プレゼンテーションを行なう力「情報を的確に伝える力や解りやすく説明できる能力を身につけている。」

③記録や記述を行なう力「感じたことや考察したことなどを記録したり、記述したりすることができる。」

(2) 介護福祉専攻

A ①基礎的な介護の知識「あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識を習得する。」

②社会保障の制度、施策の知識・理解「介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的知識を習得し理解する。」

③介護の意義の理解「介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。」

B ①介護の基礎技術「あらゆる介護場面に共通する基礎的な技術を習得する。」

②介護実践の根拠「介護実践の根拠が理解できる。」

③介護の総合的、計画的実践力「利用者本位・自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身に付ける。」

C 論理的思考力「情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。」

D 問題解決力「問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。」

E 自己管理能力「自らを律して行動できる。」

F ①役割の自覚と参画「他の職種の役割を理解しチームに参画する能力を身に着ける。」

G ①人権擁護の実践力「尊厳を支えるケア、人権擁護の視点に立った倫理を身につける。」

H ①コミュニケーションの基本「コミュニケーションのとり方の基本を身につける。」

②共感の姿勢「他者に共感でき、相手の立場に立って考える事ができる姿勢を身につける。」

③的確な記録・記述「的確な記録・記述の方法を身につける。」

看護学科

A ①看護の本質・目的の理解「看護に活用される理論の基礎的な知識を身につけ、未来で活躍する看護職としてのビジョンを持つ。」

②看護の対象の理解「看護の対象であるあらゆる人々と家族の健康と生活についての理解を深める。」

③看護の対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解「対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深める。」

- ④看護の内容・方法の理解「看護実践に必要な内容・方法に関する知識・理解を深める。」
- B 看護に必要な基本技術の習得「あらゆる場において看護を実践するための応用可能な基本的技術を習得する。」
- C 看護実践のための論理的思考「さまざまな知識・技術を統合し活用するために論理的に考える姿勢を持つ。」
- D 看護実践における問題解決「知識を活用し、看護過程の展開ができる。」
- E 学習継続のための自己管理「学習継続のために心身の健康と行動を自らまたは適切な支援を得て管理できる。」
- F チームワーク・リーダーシップ「学習目標達成のために、自己の役割を理解し、グループでの学習、実習を遂行できる。」
- G 看護師としての倫理観「看護の対象である人々を護りのその人々の代弁者となる意識を持つ。」
- H コミュニケーション力「交流分析等を活用し、コミュニケーションを円滑にすることができる。」

幼児教育学科

- A ①保育・教育の本質・目的の理解「福祉や保育・教育の基礎的な知識を身につけるとともに、保育者として必要な役割について理解できる。」
- ②保育・教育の対象の理解「子どもの心身の発達および健康管理についての知識を身につける。」
- ③保育・教育の内容・方法の理解「乳児や障がい児も含め、様々な対象の子どもに対する保育・教育の内容・方法や計画に関する知識を身につける。」
- B 保育・教育に必要な基礎技術「音楽、造形、体育などの活動を通して子どもの感性を育むことができるよう、それらの基本的な技術を身につける。」
- C 記録の技術と子どもの理解「授業のレポートや実習報告書などを作成し、子どもの育ちの理解を深め、表現できる。」
- D 指導計画を立案する力「子どもの生活に即した保育・教育の計画を立案・実施し、自己評価することができる。」
- E 自己管理能力「自らを律して行動できる。」
- F 保育者のチームワーク「他者と信頼関係を築き、目標実現のため協力し共に育ちあうことができる。」
- G 保育者の倫理観「保育者の社会的責任を理解し、子どもの最善の利益に配慮できる。」
- H 保育者として必要なコミュニケーション力「子どもと信頼関係を築くことができる。また、保護者とコミュニケーションをとることにより家庭や地域社会を理解できる。」

国際観光学科

- A ①国際観光の基礎的な理解

国際観光に関する基礎的な知識、技術について理解している。

②歴史や文化の理解

国内外の歴史や文化を理解し、観光実務や観光サービスの分野で活用できる。

B 国際観光の専門職としての実践力

インバウンド顧客の感動実現のため、地域に貢献できる体験型観光商品や滞在型観光サービスの企画、開発を行う。

C 論理的な能力

高いマーケティング力、イノベーション力を用いた事業性、継続性の高い実践ができる。

D 問題の分析や提言

地域のニーズに合わせて問題の分析や、提言、解決を図る。

E 地域の課題を自ら発見

広い視野で地域創生の課題を自ら発見し、自身の考えで解決に向けてやり遂げる。

F 関連職種との連携

専門職としての高い知識を活用、提言をしながら、効果的な関連職種と連携し主体的に問題解決をする。

G 高い倫理観

人権を尊重し、公正平等な高い倫理観を持つ。

H ①地域社会と関わる

地域創生のための問題解決に向けて、地域社会と温かい関わりをもつ。

②高度な英語力

様々な実践現場においてより高度な英語を用いたコミュニケーションを図る。

さらに、本学の教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」を実践していくために、自己形成を進める行動目標（福短マトリックス）として、以下の説明で示す 10 項目を設定している。

本学の教育目標と「福短マトリックス」

本学では、教育理念・教育目的に向って個々の『私』をつくり続けるために、「つくり、つくりかえ、つくる」という教育目標と、3つの教育方針を設定している。この実現のために、個々の学生がもつ可能性を具体的な目標として表したものが「福短マトリックス」である。他者とのかかわりの世界を「社会性」として縦軸に開くことによって、本学での「学びの世界」を広げていく。そして「創造性」を横軸に開くことによって、その世界を深める。主体的な『私』づくりの指針として、様々な『私』の経験が学びとして積み重なり、専門職を生きる上での資質となっていくとしている。

福短マトリックスで示した 10 項目は、①「私」の経験をもとに考える、②状況や関係を把握して考える、③もう一人の「私」を立ち上げ考える、④「私」宣言をつくる、⑤自己・他者を理解しコミュニケーションする、⑥福祉・看護・教育に関わり知識・技術を習得する、⑦他者に向けて発信する、⑧「ひと・こと・もの」に働きかける「私」になる、⑨福祉・看護・教育に関わる専門性を発揮する、⑩福祉社会に生き

る「私」になるという10項目である。そして、学科学習教育目標（A～H）と自己形成を進める行動目標（①～⑩）を組み合わせ、各授業科目の到達目標を設定し、そのことを各科目のシラバスに明記している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

学科・専攻の学習成果は、学科・専攻で定めたディプロマ・ポリシーに相当するものであり、明確に定められている。ディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、教育方針、ならびに学科教育目的を基に定められた「学科学習教育目標」と整合性を有するものであり、本学の教育理念や学科の教育目的に基づいている（提出-1）。以上のことから、短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。また、学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

学科・専攻のディプロマ・ポリシーは次のように明確に定められている。

「建学の精神」に基づき、教育目標「つくり、つくりかえ、つくる」を実践躬行し、各学科の所定の単位を修め、以下を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。

社会福祉学科
(社会福祉専攻)

1. 人を理解するための幅広い教養と福祉に関する専門的な知識を持ち、福祉の専門職として人を支援するための基本的技術を有している。
 - 1-1. 社会福祉に関する基礎的な知識、技術について理解している。
 - 1-2. ソーシャルワークの理解や心理、アート、健康、スポーツ等の知識を身につけ

ている。

1-3. 対人援助に必要な知識・技術について理解している。

1-4. 利用者の立場にたつて物事を判断し、理解していく力を身につけている。

1-5. 論理的な根拠をもって援助を計画的に実践していく力を身につけている。

2. 福祉の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。

2-1. 人間の行動や心理について科学的、客観的に理解できる。

2-2. 問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

2-3. 価値観や倫理観と向き合いながら自らを律し、利用者を理解していくことができる。

2-4. 他者と協調・協同して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。

3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。

3-1. 利用者にあった方法でコミュニケーションを実践できる力を身につけている。

3-2. 情報を的確に伝える力や解りやすく説明できる能力を身につけている。

3-3. 感じたことや考察したことなどを記録したり、記述したりすることができる。

4. 福祉の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

(介護福祉専攻)

1. 人を理解するための幅広い教養と福祉に関する専門的な知識を持ち、福祉の専門職として人を支援するための基本的技術を有している。

1-1. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識を習得している。

1-2. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的知識を習得し、理解している。

1-3. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解している。

1-4. あらゆる介護場面に共通する基礎的な技術を習得している。

1-5. 介護実践の根拠を理解している。

1-6. 利用者本位・自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につけている。

2. 福祉の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。

2-1. 情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。

2-2. 問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

- 2-3. 自らを律して行動できる。
- 2-4. 他の職種の役割を理解しチームに参画する能力を身につけている。
- 2-5. 尊厳を支えるケア、人権擁護の視点に立った倫理を身につけている。
- 3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。
 - 3-1. コミュニケーションのとり方の基本を身につけている。
 - 3-2. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えることができる姿勢を身につけている。
 - 3-3. 的確な記録・記述の方法を身につけている。
- 4. 福祉の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

看護学科

- 1. 人を理解するための幅広い教養と看護に関する専門的な知識を持ち、看護の専門職として人を支援するための基本的技術を有している。
 - 1-1. 看護に活用される理論の基礎的知識を身につけ、未来で活躍する看護職としてのビジョンを有している。
 - 1-2. 看護の対象であるあらゆる人々と家族の健康と生活についての理解を深めることができる。
 - 1-3. 対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深めることができる。
 - 1-4. 看護実践に必要な内容・方法に関する知識・理解を深めることができる。
 - 1-5. あらゆる場において看護を実践するための応用可能な基本的技術を習得している。
- 2. 看護の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。
 - 2-1. さまざまな知識・技術を統合し活用するために論理的に考える姿勢を有している。
 - 2-2. 知識を活用し、看護過程の展開ができる。
 - 2-3. 学習継続のために心身の健康と行動を自らまたは適切な支援を得て管理できる。
 - 2-4. 学習目標達成のために、自己の役割を理解し、グループでの学習、実習を遂行できる。
 - 2-5. 看護の対象である人々を護りその人々の代弁者となる意識を有している。
- 3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。
- 4. 看護の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している

幼児教育学科

1. 保育や教育の基礎知識、あるいはその対象についての幅広い知識を有し、また保育の基本的な技術を有している。

1-1. 福祉や保育・教育の基礎的な知識を習得し、現代の保育者として必要な役割について理解している。

1-2. 子どもの心身の発達および健康管理についての知識を習得している。

1-3. 乳児や障がい児も含め、様々な対象の子どもに対する保育のあり方や保育計画に関する知識を習得している。

1-4. 音楽、造形、体育などの活動を通して子どもの感性を育むことができよう、それらの基本的な技術を習得している。

2. 保育者の社会的責任についての理解のもと、子どもが最善の利益を得られるよう保育・教育の計画を立案・実施する基礎的な力を有している。

2-1. 子どもの育ちを捉え、的確に保育記録等として表現する力を習得している。

2-2. 子どもの生活に即した保育・教育の計画を立案・実施し、自己評価する力を習得している。

2-3. 自らを律して行動する力を習得している。

2-4. 他者と信頼関係を築き、目標実現のため協力し共に育ちあおうとする能力を有している。

2-5. 保育者の社会的責任を理解し、子どもの最善の利益に配慮しようとする感覚を有している。

3. 子どもと信頼関係を築く力を有している。また、保護者との初歩的なコミュニケーションをとる力を有している。

4. 保育者として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

国際観光学科

1. 人を理解するための幅広い教養と専門的な知識を持ち、地域創生のために観光実務や観光サービスの分野で人を支援するための基本的技術を有している。

1-1. 国際観光に関する基礎的な知識、技術について理解している。

1-2. 国内外の歴史や文化を理解し、観光実務や観光サービスの分野で活用する。

2. 専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、観光実務や観光サービスの分野で知識を活用しながら、関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。特にマーケティング力、イノベーション力については実践的能力を有している。

2-1. 顧客満足の実現のために消費者の視点に立った様々な観光商品やサービスを企画、開発する。分野としては、アドベンチャー・ツーリズム、ユニバーサル・ツーリズム、食のツーリズム、および観光ICTに特化した開発能力・技術を習得する。

2-2 観光実務や観光サービスの分野でそれぞれの地域の状況とニーズに合わせて、他専門職と協働し、問題の分析や提言、解決を図る。

3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュ

コミュニケーション能力、特に英語力を有している。

3-1. 国際観光による地域創生のための問題解決に向けて、地域の人々と関わる。

3-2. 観光を含めた様々な実践現場において、より高度な英語を用いたコミュニケーションを図る。

4. 国際観光の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

4-1 地域の課題を自ら発見、探究し解決に向けて行動する。

4-2 広い視野で目的達成のための情報を集め、総合的に活用する。

学習成果の測定については、上記の内容は個々の科目の総和によって間接的に測定できると考え、学期ごとに行う科目の評価をもってなされている。成績表には履修科目毎に GPA の数値が表記され、学生は自分の到達度を知ることができる。また、平成 24 年度から、上記ディプロマ・ポリシーの各観点を直接測定することを目指すプロジェクトを立ち上げ、平成 24 年度中においては、学習到達度評価基準を作成し、それに基づいて学生が自己評価を実施する試みを実施した。平成 25 年度においては学生が学生マイページに自ら評価を入力できるシステムを構築した。平成 26 年度はこのシステムを利用した調査を 2 回実施し、年度末には全学生に対する質問紙を用いた調査を実施した。平成 27 年度においては調査時期について検討し、各学年の前期と後期のガイダンス時の実施と卒業時の実施を取り決めた。

本学では、毎年度、学生が入学してから卒業するまでの学習到達度自己評価のデータの推移を「富山福祉短期大学の教育の学習成果」として取りまとめ、学生の保護者に対しては、後援会総会にて報告し、また本学 HP にもアップしている。(提出 - 3)

(https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_2_4_3_5.pdf)

以上のことから、学習成果を学内外に表明している。

学科・専攻の学習成果の定期的な点検については、本学の学事部長および各学科長による会議やプロジェクトチームにおいて継続的に検討を行なっている。以上のことから、学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

各学科・専攻における三つの方針について、一体的に策定するために、学事部長、各学科長からなるプロジェクトを平成 24 年度に立ち上げ、平成 25 年度から施行されている。また各学科・専攻の三つの方針を統合し、全学的な三つの方針として平成 28 年度に策定された。

富山福祉短期大学の 3 つのポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

1. 人を理解するための幅広い教養と専門的な知識を持ち、専門職として人を支援するための基本的技術を有している。
2. 専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。
3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。
4. 専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

1. 教育課程編成の基本方針

教育目標を踏まえ、専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、専門職として必要とされる専門知識、判断力、技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」とで構成している。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養(かんよう)し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

(2) 専門科目

専門科目は、専門知識や隣接関連領域の理解および専門職としての技術を

習得するための専門科目群から構成される。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

1. 福祉、看護、保育・教育に興味や関心があり、学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

本学のディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神に基づきつつ、福祉・医療・教育の各分野において求められる人材育成のニーズに合致し、そしてまた学力の 3 要素も反映したものになるように構想されたものである。すなわち、ディプロマ・ポリシーの「1.」は、学力の 3 要素の「基礎的な知識・技能」に対応しており、ディプロマ・ポリシーの「2.」および「3.」は、「思考力・判断力・表現力等の能力」および「主体性・多様性・協働性」に対応している。ディプロマ・ポリシーの「4.」は、本学の教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」を具現化した「生涯学習力・実践力」であり、学力の 3 要素を修得した上で発揮される「社会を生き抜く力」の獲得をも意味している。

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに到達するための教育課程を編成するために、幅広い教養、専門知識・技術、人権尊重の倫理観、主体性・多様性・協働性、専門職としての問題解決力、コミュニケーション力、生涯学習力を修得できるように構想されており、ディプロマ・ポリシーと関連づけられて構築された。

本学のアドミッション・ポリシーもディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーと関連づけられて構築されており、入学前の知識、主体性・多様性・協働性、倫理観、コミュニケーション力を問うものとして構想され、入学試験における評価の基準として活用されている。以上のことから、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

また、全ての学科長が策定プロジェクトに参加して組織的に議論を重ねて策定したものである。以上のことから、三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

一方、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーに基づいて作られた学習到達度評価基準により、学期毎に全ての学生が自己評価を繰り返し、そのデータを蓄積・分析した結果を「富山福祉短期大学の教育の学習成果」として報告書を毎年作成し、各学科・専攻の教育改善の基礎資料として活用している（提出 - 3）。以上のことから、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

本学の三つの方針については、学生用の「学生ハンドブック」（提出 - 1）に掲載しており、また本学 HP において外部にも公表している。以上のことから、三つの方針を学内外に表明している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学科教育目的や学科学習教育目標の点検を行う委員会を設置し、評価を試行しているが、これまで蓄積したデータを基に活用できる組織的な点検手法の開発と活用が今後の課題である。

GPA値は学生との面談や推薦学生や表彰学生選考の参考としているが、GPA の効果的な活用法については、短大全体でのさらなる共通理解と検討が必要である。また、学習成果の量的・質的なアセスメント方法として、学習到達度評価基準を平成24年度構築し、試験的な運用を始め、平成25年度には学生マイページを使って学生が自ら入力できるシステムを構築し、平成26年度から稼働し、平成27年度には調査時期の取り決めを行った。

今後、評価基準の見直しやデータの蓄積、分析方法および活用方法の検討・改善が必要である。

三つの方針が社会的なニーズに合致しているか、また学生の学習成果のデータ等も踏まえて、教育の質の向上に向けた定期的な点検が求められる。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

地域との連携強化に注力し、地域と一体となった教育機関となるために窓口機能を担う共創福祉センターを平成26年4月に設置し活動している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出資料 4. 富山福祉短期大学自己点検・自己評価委員会規程（規程集 A208）

備付資料 3. 平成30（2018）年度自己点検・評価報告書

4. 令和元（2019）年度自己点検・評価報告書

5. 令和2（2020）年度自己点検・評価報告書

https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/03_selfassessment2021.pdf

6. 令和2年度富山福祉短期大学地域連携会議議事録

7. アセスメントポリシー

備付資料 - 規程集 A208 富山福祉短期大学自己点検・自己評価委員会規程

B239 アセスメント・ポリシー

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価のための規定として「自己点検・評価委員会規程」を定めている（提出-4）。また、自己点検・評価委員会は PDCA 会議（学長、部長、学科長、専攻長、課長、各委員会委員長、図書館長、共創福祉センター長、ラーニングセンター長）と同じ構成員で組織している。以上のことから、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学では、定期的に自己点検・評価を行うように心がけ、毎年定期的に自己点検・評価報告書を作成し公表している（備付-3、4、5）。以上のことから、定期的に自己点検・評価を行っており、また、定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、短大運営会議において作成に向けた説明と観点の共有を行い、その会議以降、各役割分担に基づいて、全教職員へ指示がなされ、共通認識の上で作成を行っている。以上のことから、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動に高等学校の関係者の意見聴取を取り入れる取組みは、なされていないが、本学と包括連携協定を結んでいる自治体・法人与定期的に「地域連携会議」を開催し、本学の 3 ポリシーや教育活動についての意見を求めている（備付-6）。

また、自己点検・評価報告書における課題については、各年度の重点目標作成に反映させ、明確となった課題に対応するように取組み、学校運営及び業務推進におけるより効果的・効率的な PDCA サイクルの構築に努めている。以上のことから、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学習成果を査定するための方針としてアセスメントポリシーを定め、平成30年10月1日に施行した（備付資料 - 規程集 B239）。

アセスメント・ポリシー

富山福祉短期大学では、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、学修成果の評価（アセスメント）に関する方針を次のように定める。

1. 機関レベル

学生の志望進路（就職率・進学率等）から学修成果の達成状況を評価する。

2. 教育課程レベル

各学科・専攻における卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA、資格・免許の取得状況、などから、教育課程における学修成果の達成状況を評価する。

3. 科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価や学生による授業評価アンケートなどから、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

4. 検証方法

具体的な検証方法は、次の表の通りとする。

	入学前・入学直後	在学中	卒業時
機 関 レ ベ ル	入学試験 調査書等の記載内容	修得単位数 休学率 退学率 学生生活実態調査	学位授与数 卒業率 就職率・進学率 卒業生へのアンケート調査 就職先へのアンケート調査
教 育 課 程 レ ベ ル	入学試験 調査書等の記載内容	GPA 修得単位数 進級率 休学率 退学率 学習到達度評価 学生生活実態調査 ボランティア活動状況	GPA 学位授与数 就職率・進学率 国家試験合格率（看護師・介護福祉士） 資格・免許取得状況 学習到達度評価（卒業時） 卒業生へのアンケート調査 就職先へのアンケート調査
科 目 レ ベ ル	入学前課題 文章能力検定 入学前課題テスト （看護学科）	成績評価 学生による授業評価アンケート 理解度・授業外学習時間調査 つくりかえ学修ポートフォリオ ICE 福短マトリックスによる自己評価 文章能力検定	

以上のことから、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

教育課程改善委員会において、学習成果の測定法および分析法について年 1 回検討している。以上のことから、査定の手法を定期的に点検している。

また GPA を用いて定期的に教員・学生に通知し、各学生担当アドバイザーが学習支援や相談に応じている。

平成 24 年度に学内でディプロマ・ポリシーの到達度を評価する方法の開発のためにプロジェクトチームを編成し、ルーブリックの考え方を取り入れた評価基準を作成した。

平成 24 年度中に上記の評価基準を用いて卒業年度の学生に対する調査を実施した。また、その成果について、学内で報告会を実施した。さらに、平成 25 年度には学生マイページから学生が自ら到達度の自己評価を入力するシステムを構築した。そして平成 26 年度からシステムを稼働し、年 2 回の評価を行っている。平成 27 年度においては調査時期の設定についての取り決めを行い調査の精度の向上を試みている。入学時から卒業時にかけての学習到達度の変化について、教育課程改善委員会において毎年分析を行い、その分析結果を教育の学習成果として文書化し公表している。また、この冊子は、年 1 回の後援会総会においても配布して保護者に説明している。この分析結果については、短大運営会議および教授会に報告している。以上のことから、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

学校教育法や短期大学設置基準の変更等についての各種法令の変更等については、関係省庁からの通達、通知や研修会への参加、私学事業団や関係団体からのメールマガジンも活用し、情報を得るように努めている。また、通達や通知に従い学事課が主となって学内へのメールによる通知を行い周知に努めている。さらに、適宜各種会議において周知し、SD・FD を実施している。以上のことから、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動には、出来る限り全教職員が関与するようにしているが、充分とはいえないのが現状である。教職員一人ひとりにとって、単なる報告書になるのではなく、常に自己点検・評価を意識した組織・業務推進体制となるよう努めていかなければならない。合わせて、学園の業務推進の考え方である「コアサイクル」の浸透と「すべきことがなされているか（法令・基準等の遵守、一般水準の到達）」「学生にとってよいものであるか（成果・効果・効能）」「よりよいものとするためには何が必要か（改善・改革による向上）」等の観点についても共通理解を深めていく必要がある。

今後も改革・改善の必要性の理解と意識向上につなげるために、自己点検・評価において提起された改善の方策を具体化させていくことが重要である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価では基準Ⅰについての指摘事項はなく、向上・充実に向けて努力してきた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教職員の教育体制の中で、建学の精神について理解を深める機会を継続して設定していくことが課題であり、今後、教職員のキャリア育成体系を明確にするための体制を整える。

学習成果の評価を試行した結果を学科教育目的や学科学習教育目標の点検と併せて検討し、会議計画に報告機会を設定する。

GPA の効果的な活用法について、短大全体でのさらなる共通理解と検討を行う。また、学習成果の量的・質的なアセスメント方法として、学習到達度評価と学習理解度調査と併せて検討し、その妥当性を高める。

今後も改革・改善の必要性の理解と意識向上につなげるために、よりスムーズな自己点検・評価となるように点検し、細部も見直しながらレベルアップを図っていくことが必要となる。また、自己点検・評価において提起された改善の方策を具体化させるための体制を整える。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

<根拠資料>

- 提出資料
1. 学生ハンドブック P7-P15、
 5. 令和2年度シラバス電子データ
(<https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/fukutanbox#dl08>)
 6. 令和2(2020)年度学年暦

- 備付資料
8. 令和元年度卒業生 学修到達度評価の調査結果
https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_2_4_3_5.pdf
 9. 2020 就職先アンケート
https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_4_4_2020.pdf

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学の学科・専攻課程の学位授与方針は、学習成果に対応しており、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）『『建学の精神』に基づき、教育目標『つくり、つくりかえ、つくる』を实践躬行し、各学科の所定の単位を修め、以下を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する』と明確に示されている。卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件の詳細については学則に明確に定めてあり、ディプロマ・ポリシーは、それ

らを踏まえて包括的な学習成果を示すものとなっている（提出 - 1）。

社会福祉学科社会福祉専攻・介護福祉専攻、幼児教育学科および国際観光学科の卒業要件については、学則第 7 章第 28 条に「本学を卒業するためには、社会福祉学科、幼児教育学科および国際観光学科においては、学生は 2 年以上在学し、社会福祉学科社会福祉専攻においては 62 単位以上、社会福祉学科介護福祉専攻においては 62 単位以上、幼児教育学科においては 68 単位以上、国際観光学科においては 62 単位以上を修得しなければならない」と定められており、また看護学科の卒業要件については、学則第 7 章第 28 条の第 2 項に「看護学科においては、学生は 3 年以上在学し、97 単位以上を修得しなければならない」と定められている。また各学科・専攻の卒業に必要な単位数については別表第 1-1（社会福祉専攻）、別表第 1-2（介護福祉専攻）、別表 1-3（看護学科）、別表 1-4（幼児教育学科）、別表 1-5（国際観光学科）にも明記されている。成績評価の基準については、学則第 5 章第 24 条に「学習の評価は、A・B・C・D・F をもって表し、D 以上を合格とする。」と定められており、また同第 2 項に「各授業科目の出席時間数が、講義・演習科目においては全授業時間数の 3 分の 2、実験・実習・実技科目においては全授業時間数の 5 分の 4 に満たない者については、単位認定を行わない。」と定められている。資格取得の要件については、社会福祉学科社会福祉専攻（社会福祉士基礎受験資格）については、卒業後 2 年間の実務経験を経てはじめて受験資格が得られる制度となっており、卒業の時点では受験資格が得られないため、学則に定められてはいないが、別表第 1-1 に社会福祉士受験資格指定科目を明記して示している。社会福祉学科介護福祉専攻（介護福祉士）、幼児教育学科（保育士、幼稚園教諭二種免許状）、看護学科（看護師国家試験受験資格）における資格取得の要件については、学則第 7 章第 28 条に次のように定められている。

3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号に規定する介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉学科介護福祉専攻に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省厚生労働省令第 2 号）に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

4 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 18 条の 6 に規定する保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

5 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

6 保健師助産師看護師法第 21 条第 1 項 1 号（昭和 23 年 7 月 30 日第 203 号）に規定する看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学科に在籍し、学則第 19 条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定

規則第4条に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

学科・専攻課程のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、浦山学園規程に定められている。したがって、卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

本学は平成20年度および平成26年度に短期大学基準協会の第三者評価を受審して適格の認定を受けており、常に関係法令等の法改正に遅滞なく対応を図っている。また、学位授与の方針は、短期大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。各学科・専攻課程の学位授与の方針は、短期大学士として求められる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力を反映したものとなっている。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

各学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの専門職域の人材として求められる資質にも合致している。すなわち社会福祉学科社会福祉専攻では福祉人材として、介護福祉専攻では介護福祉士として、看護学科では看護師として、幼児教育学科では保育士及び幼稚園教諭として、国際観光学科では国際観光専門職として、それぞれ求められる資質に合致している。

一方、学習成果の量的・質的データの収集等によって教育の質保証を図っているため、学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）な通用性を確保している。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

学位授与の方針の点検については、運営会議において定期的に実施している。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針を各学科・専攻会議や運営会議および地域連携会議において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

学科・専攻課程の教育課程は、浦山学園規程に定められたカリキュラム・ポリシーによって次の通り編成されている。

社会福祉学科

社会福祉学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学社会福祉学科の教育目標を踏まえ、福祉の専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、福祉の専門職として必要とされる専門知識、判断力、援助技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」とで構成している。

教育課程の編成については、社会福祉士及び介護福祉士法に準じて、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成している。また、社会福祉専攻においては、「ソーシャルワークコース」・「医療福祉コース」・「福祉心理コース」・「臨床美術コース」の4つの履修コースを設け、各コースに応じた多様な「専門総合科目」を配置し、学生個々の興味・関心に応じた学びを促進し、幅広い知識・技能を生かした個性ある福祉人材を育てることを目指している。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる福祉専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

①人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身に付け、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。また、福祉を学ぶ者として、人権を尊重する高い倫理観を涵養することを目的とし、「人間の心理・行動・関係を理解するための科目」と「倫理性を高めるための科目」を配置する。

②生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ（自己の記録）」の取り組みを促し、AD によるキャリア支援を学習・生活等と関連づけて総合的に進める。

③コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに人に対応する福祉専門職として基本となるコミュニケーション力の育成を意図する。さらに国際化社会に対応し、人の反応を的確に捉え、意図的に情報を活用できるコミュニケーション力を育成することを目的とし、「コミュニケーション力、日本語・英語の表現力、IT を活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置する。

(2) 専門科目

専門科目は、社会福祉学の専門知識や隣接関連領域の理解および福祉専門職としての技術を習得するための専門科目群から構成される。

①社会福祉専攻

福祉の専門知識と技術を修得し、人や地域社会とあたたかい関わりをもち、人権を擁護することのできる人間性豊かなソーシャルワーカー（社会福祉士）や地域社会に貢献できる福祉人材の育成を図るために、社会福祉専攻では、「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」、「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」、「地域福祉の基礎整備と開発に関する知識と技術」、「サービスに関する知識」、「実習・演習」、「専門総合科目」の各領域に属する専門科目群を配置している。また「専門総合科目」は、「ソーシャルワーク」、「心理学」、「臨床美術」、「健康」の各領域に属する専門科目群から構成され、学生個々の興味・関心に応じた学びの機会を提供し、個性豊かな福祉人材を育成することを目標としている。

「実習」に関しては、社会福祉の実践現場における相談援助活動に係る知識と技術の基本を習得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己の課題把握など総合的に対応できる能力を養うために「相談援助実習指導」と「相談援助現場実習」を配置している。

②介護福祉専攻

介護の専門知識と技術を修得し、生活支援を必要とする人の尊厳と自立支援の意義を理解し、より良い援助関係を築くための豊かな感性を伸長できる介護福祉士の育成を図るために、介護福祉専攻では、「人間と社会」、「介護」、「こころと

からだのしくみ」、「実習・演習」の各領域に属する専門科目群を配置している。

「実習」に関しては、介護福祉の実践現場における基本的な生活支援技術、コミュニケーション技術、利用者の個別性を尊重した介護計画の立案、実施、評価、修正のための知識と技術を習得し、介護福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己の課題把握など総合的な能力を養うために「介護総合演習」と「介護実習」を配置している。

看護学科

看護学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学看護学科の教育目標を踏まえ、看護専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、看護師として必要とされる専門知識、判断力、看護技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」に分け、さらに「専門科目」を「専門基礎科目」「専門科目」の構成とする。

教育課程の編成については、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成する。また、近年医療の高度化・専門化が進む中で、看護専門職業人として特に高い専門性と倫理性が求められているところから、総合科目、専門科目を通して倫理性を涵養する科目を配置し、安全性やリスク管理の視点から看護について学ぶ科目を盛り込む。

さらに生物・化学等の理科系基礎科目の履修不足が予想される入学生に対しては、事前学習課題の送付など学習機会の拡大に努める。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる看護職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

①人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身に付け、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。また、看護を学ぶ者として、人権を尊重する高い倫理観を涵養することを目的とし、「人間の心理・行動・関係を理解するための科目」と「倫理性を高めるための科目」を配置する。

②生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高

めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ（自己の記録）」の取り組みを促し、AD によるキャリア支援を学習・生活等と関連づけて総合的に進める。

③コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに人に対応する看護職として基本となるコミュニケーション力の育成を意図する。さらに国際化社会に対応し、人の反応を的確に捉え、意図的に情報を活用できるコミュニケーション力を育成することを目的とし、「コミュニケーション力、日本語・英語の表現力、IT を活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置する。

(2) 専門科目

専門科目は、人間、環境、健康について深く知識を修得する「専門基礎科目」、看護の専門知識と技術を学ぶ「専門科目」によって構成する。

(i) 専門基礎科目

専門基礎科目は、看護実践の科学的根拠を学ぶものであり、人間・健康およびそれらに関連する環境を理解するための科目として「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「社会保障制度と生活者の健康」の領域を構成する。

①人体の構造と機能

生物体としての人間を理解するための基礎として、その構造、働きと調整力を駆使して人が生きていることを学ぶための科目を配置する。また学習に際し生物体としての人間の生命過程に対して看護が働きかける方法について意識させる。

②疾病の成り立ちと回復の促進

健康について幅広く理解するため、対象、疾病別にその疾病、症状の成り立ちの原理を理解し、予防、治療、管理の方法を学び、根拠に基づく看護実践のための基礎を作るための科目を配置する。

③社会保障制度と生活者の健康

人が生活する社会や環境を理解するため、生活者としての人間が生涯の間にたどる軌跡をイメージし、その生涯を送る社会の仕組みや状況と健康との関係を洞察する力を培うための科目を配置する。

さらにさまざまな場での生活者に対して看護を展開できるための基礎として国際的な医療活動を学ぶための科目を配置する。

(ii) 専門科目

専門科目は、看護専門職業人となるために必要な知識・技術・態度を修得するための必修科目である。これらを科目および領域間の関連を意識しながら段階的に学ぶために「看護の基本」「健康障害の予防と回復を促進する支援方法」「看護の実践（臨地実習）」および「看護研究」の区分により構成する。

①看護の基本

看護の基本としての科目群には、看護を全体的に理解し、基本を学ぶことを意図して、看護領域別の概論を学び、基本的看護技術を習得することを意図した科目を配置する。これらの科目は1年次から2年次前期で学び、基本的な知識と技術、態度を育成する。

②健康障害の予防と回復を促進する支援方法

ライフサイクル各期に対応した看護、健康のレベル、健康障害に応じた看護について学び、次のステップである臨地実習にスムーズに繋がるように科目を配置する。

なお、援助技術は、各種のモデル・教材を活用し、実際の臨床看護場面を出来る限り再現し、学ぶ演習を取り入れ学習効果を高めることとする。

③臨地実習

臨地実習は、講義や演習で学んだことを実際の場で体験的に深め統合する。看護の対象者および看護活動の実際に触れることにより学習のモチベーションを段階的に高め、学習効果をあげる観点から、1年次、2年次、3年次と段階的に進める。また、最後に、実習での体験や学んだことと理論との統合を図り、より実践的な場を体験するための実習を配置する。

④看護研究

看護研究では、専門性を高めていく基礎力を育成するために、看護実践における研究の意義を理解し、研究の基礎的能力を養うための科目を配置する。また看護実践を言葉にして他者に伝えることを体験し、その必要性と方法を理解するための科目を配置する。

幼児教育学科

幼児教育学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学幼児教育学科の教育目標を踏まえ、保育・教育の専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、保育・教育の専門職として必要とされる専門知識、判断力、保育技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」とで構成している。

教育課程の編成については、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成している。また、音楽、図画工作、保育心理などの分野でより深く学ぶために、各自が選択履修することが可能になっている。さらに、ピアノの個別指導を充実していることも特徴となっている。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる保育・教育の専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

①人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身につけ、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。また、保育・教育を学ぶ者として、子どもにとっての自然体験活動の意義を体験的に理解する科目も配置されている。

②生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ（自己の記録）」の取り組みを促し、ADによるキャリア支援を学習、生活等と関連づけて総合的に進める。

③コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに人に対応する保育・教育の専門職として基本となるコミュニケーション力の育成を意図する。さらに国際化社会に対応し、人の反応を的確に捉え、意図的に情報を活用できるコミュニケーション力を育成することを目的とし、「コミュニケーション力、日本語・英語の表現力、ITを活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置する。

(2) 専門科目

専門科目は、「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」、「保育の表現技術」、「保育実習」、「教育実習」、「総合演習」、で構成される。さらに、学生が特定の領域の学びを深めることができるよう、これらの専門科目を領域ごとに縦断的に提示する、以下の履修モデルを設定している。

① 幼児教育履修モデルは、子どもが安定し、充実した生活を営むために、しっかりした保育計画をたてる保育者を育成できるよう、これに必要な総合的な力を身につける。「幼児教育演習」などの科目が配置されている。

② 造形表現履修モデルは、子どもの感性や表現する力や想像性などを一体的にはぐくむ造形表現についての学びを深める。そして、子どもが造形表現活動において、主体的に生きる喜びを感じることができる環境づくりや支援ができる力を養う。「図画工作Ⅰ」「図画工作Ⅱ」「保育内容(表現Ⅱ)」「造形表現演習」等の科目が配置されている。

③ 音楽表現履修モデルは、子どもが音楽表現に喜びを感じ、感性を育めるよう、主にピアノの表現力を強化する。「音楽表現演習」などの科目が配置されている。

④ 保育心理履修モデルは、保育を心理学的な観点から理解する力を養う。「保育心理演習」等の科目が配置されている。

⑤ 身体表現履修モデルは、子どもにとっての身体表現の意味を理解し、また、子どもが豊かな表現ができるよう保育者としての表現のセンスを養う。「身体表現演習」などの科目が配置されている。

なお、「保育実習」、「教育実習」については、保育所や幼稚園、福祉施設において、具体的な実践や観察を通して保育士や幼稚園教諭として必要な知識や技術を学ぶことを目的とする。また、実習の準備や実習体験の学びを定着させるため、実習の事前、事後指導を行う科目が設置されている。

国際観光学科

国際観光学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学の教育目標を踏まえ、国際観光の専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、国際観光の専門職として必要とされる専門知識、判断力、技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」「専門基礎科目」および「専門科目」で構成している。

教育課程の編成については、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成している。さらに、6ヶ月間の海外インターン実習、英語教育の充実も特徴となっている。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できるインバウンドビジネスに特化した国際観光専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、英語による高度なコミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

①人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身につけ、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。

②生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ（自己の記録）」の取り組みを促し、ADによるキャリア支援を学習・生活等と関連づけて総合的に進める。

③コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに国際観光専門職として、基本となるコミュニケーション力の育成を意図し、「コミュニケーション力、日本語・英語の

表現力を高める科目」を配置する。特に英語によるコミュニケーション能力の強化については相当数の科目を配置する。

(2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、国際観光の専門知識と技術を修得し、人や地域社会とあたたかい関わりをもち、地域創生に資することのできる人間性豊かな人材の育成を図るために、観光学、ならびにインバウンド・ビジネスの基礎を学ぶ科目群から構成される。

国家資格である旅行業務取扱管理者試験対策として「観光関連法規」、地域での事業者を目指すアントレプレナーやDMCなどからの社会人の履修者用に「起業論」、「観光産業論」を配置している。またツーリズムの基盤となる内容の「旅行事業経営論」、「観光資源（富山・国内）」、「観光政策論（富山・国内）」、「旅行企画論」を配置し全員必修としている。

(3) 専門科目

専門科目は、観光学の専門知識や隣接関連領域の理解および国際観光専門職としての技術を習得するための科目群から構成される。

専門基礎科目の発展形としての具体的なニューツーリズム分野、「アドベンチャー・ツーリズム」、「ユニバーサル・ツーリズム」、「食のツーリズム」のそれぞれ概論、事例研究、実務実習と連続性のある科目群を提供するとともに、全観光分野と密接に関係する「観光ICT」を配置している。

専門科目には国際観光学科の大きな特徴の一つである「海外インターン実習」を1年次後期に配置し、観光先進国であるオーストラリアでの6か月間にわたる就労体験を通して、観光実務の習得、実践的英語力やコミュニケーションスキルの向上、さらに自らの進路について考える機会を提供し、人間的な成長を目標としている。

社会福祉学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山学園規程に定められた「社会福祉学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」の「1. 人を理解するための幅広い教養と福祉に関する専門的な知識を持ち、福祉の専門職として人を支援するための基本的技術を有している」及び「2. 福祉の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は、学位授与の方針の「4. 福祉の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している」に対応している。

看護学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山

学園規程に定められた「看護学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」の「1. 人を理解するための幅広い教養と看護に関する専門的な知識を持ち、看護の専門職として人を支援するための基本的技術を有している」及び「2. 看護の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は「4. 看護の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している」に対応している。

幼児教育学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山学園規程に定められた「幼児教育学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」の「1. 保育や教育の基礎知識、あるいはその対象についての幅広い知識を有し、また保育の基本的な技術を有している」及び「2. 保育者の社会的責任についての理解のもと、子どもが最善の利益を得られるよう保育・教育の計画を立案・実施する基礎的な力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は、学位授与の方針の「4. 保育者として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3. 子どもと信頼関係を築く力を有している。また、保護者との初歩的なコミュニケーションをとる力を有している」に対応している。

国際観光学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山学園規程に定められた「国際観光学科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」の「1. 人を理解するための幅広い教養と専門的な知識を持ち、地域創生のために観光実務や観光サービスの分野で人を支援するための基本的技術を有している」及び「2. 専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、観光実務や観光サービスの分野で知識を活用しながら、関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。特にマーケティング力、イノベーション力については実践的能力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は、学位授与の方針の「4. 国際観光の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力、特に英語力を有している」に対応している。

各学科・専攻の教育課程は、本学の教育方針①専門知識・技術の修得、②学生主体の学び、③コミュニケーションスキルの修得に従って構造化されており、また、各学科・専攻のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）、本学の教育目的・教育目標、本学の教育方針、各学科・専攻の教育目的、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシー、各学科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の全てが関連づけられて対応しており、体系的に編成されている。以上のことから、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

したがって、本学では教育課程を短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

各学科・専攻のディプロマ・ポリシーは、その中で卒業時に到達すべき内容を示しており、従って学習成果を明確に示している。また、カリキュラムの編成体系を学生に分かりやすく伝えるために各学科・専攻の履修系統図を学生ハンドブックに記載し、年度初めのガイダンス時に学生に説明を行っている。故に各学科・専攻の教育課程は学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。平成 27 年度において、地域を志向した教育を強化するために、全学的に総合科目の改革を行い、各学科・専攻の総合科目に領域「とやま地域づくりかえ学」を新設し、その中に卒業必修科目として、「地域づくりかえ学」（1 年前期、講義、2 単位）、「富山コミュニティ論」（1 年後期、演習、1 単位）、「親学」（1 年後期、講義、1 単位）の 3 科目を配置した。「地域づくりかえ学」は、地域で活躍する専門職の方々を講師として招聘し、地域福祉、認知症サポーター養成研修、子育て支援、訪問看護等について学ぶ講義が組み込まれている。「富山コミュニティ論」は、各 AD グループ単位で学生チームを編成し、本学と包括連携協定を結んでいる自治体・法人等から提案された地域課題を中心にフィールド調査や地域活動などを行うアクティブ・ラーニング型の地域課題探索学習である。「親学」は、平成 26 年度から開講している親育ちや子育て支援について学ぶ科目である。

社会福祉学科社会福祉専攻においては、専門科目として、社会福祉士受験資格指定科目および関連領域の専門科目を配置している。専門科目には、民間資格である「健康管理士一般指導員」、「保健医療ソーシャルワーカー」、「臨床美術士 5 級」、「臨床美術士 4 級」、「福祉心理士」、「障害者スポーツ指導員初級」の指定科目が含まれている。総合科目には、「社会福祉学科のカリキュラム・ポリシー」の①人間と現代の理解、②生涯学習力、③コミュニケーションに対応した科目が配置されている。また総合科目には、民間資格である「交流分析士 2 級」の指定科目が含まれている。他にも領域「とやま地域づくりかえ学」のような地域を志向した科目群や「実習・演習」教育の充実を行うことで、人間的な成長と学芸的な学びが期待できるよう科目を配置している。

社会福祉学科介護福祉専攻における専門科目には、介護福祉士養成課程に則った 3 領域「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」および実習と介護福祉研究が配置されている。平成 25 年度から養成課程外の専門科目として開講された「医療的ケア」に関する科目を平成 26 年度に正式な養成課程の科目として開講した。総合科目には、「社会福祉学科のカリキュラム・ポリシー」の①人間と現代の理解、②生涯学習力、③コミュニケーションに対応した科目が配置されている。平成 26 年度に個性と特色ある専門性を身につけた介護福祉人材を養成するために、「臨床美術士 5 級」、「臨床美術士 4 級」の指定科目を選択総合科目として開講した。また領域「とやま地域づくりかえ学」のような地域を志向した科目群や「実習・演習」教育の充実を行うことで、人間的な成長と学芸的な学びが期待できるよう科目を配置している。

看護学科の教育体系は看護師国家試験受験資格に対応した科目が配置されている。また総合科目には、民間資格である「交流分析士 2 級」の指定科目が含まれている。また領域「とやま地域づくりかえ学」のような地域を志向した科目群や「実習・演習」教育の充実を行うことで、人間的な成長と学芸的な学びが期待できるよう科目を配置

している。

幼児教育学科の専門科目については、保育・教育の専門職業人として必要な知識・技術を修得するための講義、演習、学外実習科目がバランスよく配置されている。総合科目については、地域社会に貢献できる保育・教育の専門職としての土台となる幅広い教養や倫理感、コミュニケーション力を修得するために人間と現代の理解、生涯学習力、コミュニケーションに関する科目を編成している。また領域「とやま地域づくりかえ学」のような地域を志向した科目群や「実習・演習」教育の充実を行うことで、人間的な成長と学芸的な学びが期待できるよう科目を配置している。

国際観光学科の専門科目については、基礎科目として国際観光に必要な知識・技術を習得するための観光学、ならびにインバウンドビジネスの基礎を学ぶ科目群を配置している。また、専門科目としてニューツーリズム分野や「海外インターン実習」を配置している。総合科目については、地域社会に貢献できるインバウンドビジネスに特化した国際観光専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、英語による高度なコミュニケーションスキルを習得するための科目群を配置している。また領域「とやま地域づくりかえ学」のような地域を志向した科目群や「実習・演習」教育の充実を行うことで、人間的な成長と学芸的な学びが期待できるよう科目を配置している。

したがって、学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

本学の単位数は、学則第5章第20条に次のように定められている。

単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

単位の实质化を図るために、「富山福祉短期大学履修要項」に年間において履修できる

単位数を次のように定めている。

第3条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるよう、学生が一年間に登録することができる履修科目の単位数の上限を次の表のとおり定める。

学科 専攻	社会福祉学科		看護学科	幼児教育学科	国際観光学科
	社会福祉専攻	介護福祉専攻			
1年次	45	45	40	30	36
2年次	40	35	30	30	36
3年次			20		
合計	85	80	90	60	62

2 第1項に定める履修上限単位数は、講義科目についてのみ適用し、演習科目、実習・実技科目は適用対象外とする。

3 2年次以降において次の各号のいずれかに該当する者は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

(1) 前学期までの成績評価に基づき算出する、第12条にいうGPAが3.0以上の場合

(2) 所定の手続きを経て、相応の理由があると認められた場合

したがって、単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

単位修得のための成績評価は、学則第5章第23条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える」と定められており、また同第24条に「試験等の評価は、A・B・C・D・Fをもって表し、D以上を合格とする。2 社会福祉学科社会福祉専攻、介護福祉専攻および幼児教育学科において、指定規則および施行規則に掲げる各科目の出席時間数が、指定規則および施行規則に定める時間数の3分の2（ただし、社会福祉援助技術現場実習、介護実習および保育実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定を行わない」と定められており、教育の質保証に向けて厳格に適用されている。各学科・専攻における実習については、実習担当者からの評価票に基づき、実習生の担当教員が受講状況を総合的に判断して評価している。学生の学習到達度の総合的な評価のために、「富山福祉短期大学履修要項」の第12条に次のように定められている。

成績評価は、授業担当教員が、試験等の成績に基づいて行う。

2. A～Fの評価によるポイントを履修単位数に乗じた後、履修総単位数で除した数値GPAとして算出し、成績関連書類に記載する。

A(90点以上)4ポイント

B(80点以上)3ポイント

C(70 点以上)2 ポイント

D(60 点以上)1 ポイント

F(60 点未満)0 ポイント

3. 成績評価結果は、学期ごとに各学生に文書で通知する。

この GPA によって、教員、学生双方が学生の学期毎の学習到達度を把握し、指導・学習に役立てている。したがって、成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等により判定している。

本学のシラバスは、次の項目を明示している。

- ・科目名 ・科目担当教員氏名 ・単位数 ・開講時期（年次・期）
- ・科目の区分 ・授業方法 ・必修／選択の別 ・備考（各種資格指定）
- ・実務経験を用いてどのような授業を行っているか
- ・授業科目の学習教育目標の概要 ・キーワード ・授業科目の到達目標（学習教育目標・自己性形成を進める行動目標） ・成績評価の方法
- ・特記事項 ・アクティブラーニング要素 ・テスト・レポート・発表・実技試験等の実施時期 ・課題に対するフィードバックの方法
- ・授業計画 ・事前・事後の学習課題、学習に必要な時間 ・使用テキスト
- ・その他参考文献 ・受講上の留意点（担当者からのメッセージ）

本学のシラバスにおいて、達成目標・到達目標（学習成果）、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等が明示されており、各学科・専攻の学習教育目標・学習成果と科目の関連が学生に容易に把握されるよう工夫されている（提出 - 5）。

したがって、シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

以上のことから、教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

社会福祉専攻の教育課程の見直しについて、社会福祉士養成課程に関する法改正等への対応を遺漏なく行なっている。また、各コースの専門科目についても、より充実化を図るため、毎年、専攻会議や教務委員会等で定期的に見直しを行なっており、カリキュラムの改善を実施している。

介護福祉専攻の教育課程の見直しについて、介護福祉士養成課程に関する法改正等への対応を遺漏なく行なっている。また、教育課程の充実化を図るため、毎年、専攻会議や教務委員会等で定期的に見直しを行なっており、カリキュラムの改善を実施している。

看護学科の教育課程の見直しについて、看護師養成課程に関する法改正等への対応を遺漏なく行なっている。また、教育課程の充実化を図るため、毎年、学科会議や教務委員会等で定期的に見直しを行なっており、カリキュラムの改善を実施している。

幼児教育学科の教育課程の定期的な見直しについては、教育職員免許法及び同法施行規則において幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目と、児童福祉法及び同法施行規則において保育士資格取得に必要な科目について、上記の法律や命令の改正があった場合それに沿った教育課程の修正を遺漏なく行っている。また、教育課程の充実化を図るため、毎年、学科会議や教務委員会等で定期的に見直しを行っており、カリキュラムの改善を実施している。

国際観光学科の教育課程の見直しについては、令和 3 年度が完成年度となるため、それ以降、国際観光に関する社会の状況を見ながら他学科同様に毎年、学科会議や教務委員会等で定期的に見直しを行ない、カリキュラムの改善を実施していく。

以上のことから、教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに示してあるように、総合科目において、知識・意欲・コミュニケーションという学力の 3 要素に対応した科目配置を行っており、また非常勤も含め、各科目の担当講師について、教育課程改善委員会にて毎年、適切に教員資格審査を行っており、以上のことから、教養教育の内容と実施体制が確立している。

またカリキュラム・ポリシーに示してあるように、総合科目は、各学科・専攻における専門人材に必要な資質を育てるという観点から構成されており、以上のことから、教養教育と専門教育との関連が明確である。

ディプロマ・ポリシーに基づいた学習到達度評価基準は、専門知識・技術、倫理観、問題解決力、コミュニケーション力、生涯学習力を測定できるように構成されており、学生は学期毎にこの評価票を用いて自己評価を定期的に行っている。その集計された結果について、教育課程改善委員会において分析を行い、「富山福祉短期大学の教育の学習成果」として毎年公表しており、またその分析結果について各学科・専攻にフィードバックし、教育課程編成の参考資料としている（備付-8）。以上のことから、教

養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

各学科・専攻の専門教育において、社会福祉学科社会福祉専攻は社会福祉士養成課程、介護福祉専攻は介護福祉士養成課程、看護学科は看護師養成課程、幼児教育学科は保育士養成課程および幼稚園教諭Ⅱ種免許養成課程をカリキュラムとしており、各課程の実習・実習指導等を中心として職業教育を行っている。

また、総合科目においても、社会福祉学科社会福祉専攻および介護福祉専攻は、「福祉の人間学」、「生と死の倫理学」、「職業選択と自己実現」、看護学科は、「倫理学」、「人権論」、幼児教育学科は、「職業選択と自己実現」、「日本国憲法」を配置し、職業教育を実施している。以上のことから、学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

職業教育の効果を測定・評価するために、卒業生の進路先からの評価を聴取する方法として、毎年12月に前年度卒業生全員を対象に「就職先アンケート」を実施している（備付-9）。

12月発送、1月下旬締め切りで実施し、年度内（3月末まで）に報告書としてとりまとめ、各学科・専攻にフィードバックし、教育課程編成の見直しなどの参考としている。以上のことから、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）は、本学の教育理念、教育目的、教育目標に対応し、次のように学生募集要項に示している（提出-1）。

富山福祉短期大学

1. 福祉、看護、保育・教育、国際観光に興味や関心があり、学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

社会福祉学科

1. 福祉に対する興味や関心があり、福祉を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

看護学科

1. 看護に対する興味や関心があり、看護を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

幼児教育学科

1. 保育・教育に対する興味や関心があり、保育・教育を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

国際観光学科

1. 国際観光やグローバル人材に対する興味や関心があり、観光を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

「福祉、看護、保育・教育、国際観光に興味や関心があり、学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人」は、ディプロマ・ポリシーの「人を理解するための幅広い教養と専門的な知識を持ち、専門職として人を支援するための基本的技術を有している」に対応し、知識・技術を本学において学ぶための基礎となるものである。

「自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人」は、ディプロマ・ポリシーの「専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している」

および「専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応し、倫理、問題解決力、生涯学習力を本学科において学び、高めていくための基礎となるものである。

また、「思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人」は、ディプロマ・ポリシーの「人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力」を本学科において修得するための基礎となるものである。

以上のことから、入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

「2021年度学生募集要項」に短大および各学科のアドミッションポリシー（入学生受け入れ方針）を記載しており、以上のことから、学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

社会福祉学科の「福祉に対する興味や関心があり、福祉を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人」、看護学科の「看護に対する興味関心があり、看護を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有している人」、幼児教育学科の「保育・教育に対する興味関心があり、保育・教育を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有している人」、国際観光学科の「国際観光やグローバル人材に対する興味や関心があり、観光を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人」の各項目により、入学前の学習態度並びに生活態度を把握し、評価している。

「自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人」の項目により、

入学前の主体的なボランティア活動等の学習成果を把握し、評価している。

「思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人」の項目により、入学前の様々な学習・活動・経験によって醸成される人格・情緒・人間関係の素養を把握し、評価している。以上のことから、各学科の入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

各学科の入学者受け入れの方針は、本学ホームページにおいて、「教育情報」として、公開されている。

(https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/01_policy.pdf)

また、オープンキャンパス、志願者対象入試説明会、高等学校教員対象入試説明会等においても説明している。

本学は、次のような多様な入試選抜を実施している。

- 学校推薦型選抜入学試験Ⅰ期（公募・指定校枠）
- 学校推薦型選抜入学試験Ⅰ期（専門・総合学科枠）
- 学校推薦型入学試験Ⅱ期（自己推薦）
- 一般選抜入学試験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期
- 大学共通テスト利用入学試験Ⅰ・Ⅱ期
- 社会人・学卒者入学試験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期
- 外国人入学試験Ⅰ・Ⅱ期
- 総合型選抜入学試験Ⅰ・Ⅱ期

入学者選抜においては、全ての試験種別において、履歴書等の書類提出及び面接試験を必須としている。面接試験においては、アドミッション・ポリシーの観点に基づいた多様な評価を行うために、以下の観点で評価している。

【評価の観点】

1. 福祉/看護/保育・教育/国際観光に対する興味や関心があり、福祉/看護/保育・教育/国際観光を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。

【入学前の学習態度並びに生活態度〔知識・技能〕】

- (1) 目的意識・興味・関心（0点～20点）
- (2) 学ぶ意欲と自己を高めようとする意識（0点～20点）

2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。

【入学前の主体的なボランティア活動等の経験〔主体性・多様性・協働性〕】

- (3) 自らを律して主体的に行動できる（0点～10点）
- (4) 異なる価値観を持つ他者を認め、協働できる（0点～10点）
- (5) 社会貢献活動に積極的に取り組む意識が高い（0点～10点）

3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人

【入学前の様々な学習・活動・経験によって醸成される人格・情緒・人間関係の素養〔思考力・判断力・表現力〕】

- (6) 態度・落ち着き (0点～10点)
- (7) 挨拶・明るさ・声の大きさ (0点～10点)
- (8) 言葉遣い、表現の豊かさ、応答の的確さ (コミュニケーション能力)
(0点～10点)

追加評点

- (9) その他特に秀でた活動があれば (0点～5点)

(1)～(9)が評価項目であり、これらはアドミッション・ポリシーに対応している。また、学習3要素である、「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」、「思考力・判断力・表現力」にも対応している。以上のことから、入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。

本学は、「地学一体」の理念を掲げ、2018年度入試から地域の中で活躍できる人材育成をより図っていくために従来のAO入試を転換し「地方創生型AO入試」を開始し、今年度から「総合型選抜入学試験」に名称を変更した。

「総合型選抜入学試験」では、面接試験・小論文試験およびプレゼンテーション試験が必須であり、面接試験とプレゼンテーション試験については、それぞれ面接採点票、プレゼンテーション採点票を用いて評価を行っている。

学校推薦型入試において、校長推薦では指定校推薦および公募推薦それぞれで評定平均値の出願基準を各学科・専攻ごとに設けている。自己推薦では評定平均値に関する出願基準は設けていない。いずれの種別でもオープンキャンパス等での1回以上の来学が出願条件となっている。試験科目については、面接試験と小論文試験を課しそれぞれ100点満点で評価した上で総合的に合否を判定している。

一般選抜入試については、面接試験と学科試験を課しており、学科試験の科目については、社会福祉学科(社会福祉専攻・介護福祉専攻)および幼児教育学科では、外国語、国語から1科目選択し、看護学科では、理科、数学、外国語、国語の中から1科目選択し、国際観光学科では、外国語を受験する。面接試験、学科試験それぞれ100点満点で評価した上で総合的に合否を判定している。

大学共通テスト利用入学試験については、社会福祉学科(社会福祉専攻・介護福祉専攻)および幼児教育学科では、国語、数学、地歴、公民、外国語の中から2教科・2科目を選択し、看護学科では、国語、数学、理科、外国語の中から2教科・2科目を選択し、国際観光学科では、外国語「英語」を必須および国語、数学、地歴、公民の中から1教科・1科目を選択し、成績を100点満点の数値に換算し、面接試験100点満点と合わせて総合的に合否を判定している。

社会人・学卒者入試については、面接試験と小論文試験を課しそれぞれ100点満点で評価した上で総合的に合否を判定している。

外国人入試については、「日本語能力検定N2取得者もしくは入学後本学の科目履修に支障がない程度の日本語能力を有する者」を出願条件とし、「日本留学試験(EJU)」、「日本語能力試験(JLPT)」、「J.TEST 実用日本語検定」、「日本語 NAT-TEST」のうちいずれかの試験結果を証明する書類の提出を求めている。以上のことから、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施

している。

学生募集要項では、授業料、その他入学に必要な経費をわかりやすく掲載している。本学ではアドミッション・オフィスは設置していない。

学生募集要項を志願者・高校教諭に対して配布し、同様に幅広い周知を目的にホームページにおいても開示している。

https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/2_examinee/01_2021requirements.pdf

学生募集要項の概要は、新規・変更点をトピックスとして別紙にまとめ、志願者・高校教諭・保護者に対して説明を行った。受験にかかわる問い合わせは、メールや電話、LINE、進学者者を通じた資料請求をはじめとして様々なものがあり、適切にかつ最優先で対応している。一般入学試験の受験者増を目的として、大学共通テスト利用入学試験と一般入学試験の併願受験者に対する受験料割引制度を設けている。さらに1月入学試験会場として、県外会場（直江津会場）を設定して県外からも受験しやすいように配慮している。また、一昨年度よりの入試区分である外国人入学試験については、外国に居住している受験生に対して海外会場を準備しSkype（スカイプ）を利用した面接試験を実施した。以上のことから、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

アドミッション・ポリシーについて、定期的に点検を行い、また高校教諭対象説明会にて説明を行っているが、高等学校関係者に対し意見の聴取までは求めている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各学科・専攻課程の教育課程の学習成果は、福祉・介護・看護・保育・幼児教育・観光それぞれの現場で必要となる専門的知識・技術、人権を尊重する倫理観、主体的な問題解決能力、コミュニケーション力、社会に貢献するための生涯学習力と実践力から構成されており、社会福祉士や福祉の人材・介護福祉士・看護師・保育士・幼稚園教諭・観光職として求められる知識・技術・資質・能力・態度をその内容としている。以上のことから、学習成果に具体性がある。

各学科・専攻課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて構築されてお

り、そのカリキュラム・ポリシーは、本学の教育目的・教育方針及び各学科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と直接的に関連づけられている。従って、学則に規定する卒業に必要な単位を修得することにより学習成果を獲得することが可能である。さらに、本学では AD 制度と週フォリオを活用した個別学生支援を実施しており、週フォリオを用いた教員と学生とのやり取り及び個別学生面談を通して、倫理観、主体的な問題解決能力、コミュニケーション力、生涯学習力と実践力の涵養を図っている。これらのことから、学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。

各学科・専攻課程における各科目の開講時期は、次のように設定されている。

社会福祉学科社会福祉専攻

開講時期	総合科目	専門科目
1 年次前期	5 科目	13 科目
1 年次後期	4 科目	14 科目
2 年次前期	4 科目	20 科目
2 年次後期	2 科目	16 科目

社会福祉学科介護福祉専攻

開講時期	総合科目	専門科目
1 年次前期	6 科目	12 科目
1 年次後期	3 科目	14 科目
2 年次前期	3 科目	17 科目
2 年次後期	1 科目	9 科目

看護学科

開講時期	総合科目	専門科目
1 年次前期	7 科目	11 科目
1 年次後期	8 科目	16 科目
2 年次前期	3 科目	14 科目
2 年次後期	0 科目	22 科目
3 年次前期	0 科目	8 科目
3 年次後期	0 科目	9 科目

幼児教育学科

開講時期	総合科目	専門科目
1 年次前期	2 科目	16 科目
1 年次後期	4 科目	16 科目
2 年次前期	2 科目	18 科目

2年次後期	2科目	22科目
-------	-----	------

国際観光学科

開講時期	総合科目	専門科目
1年次前期	7科目	9科目
1年次後期	0科目	2科目
2年次前期	7科目	9科目
2年次後期	7科目	13科目

各学科・専攻課程において、それぞれの学年・学期毎に開設されている科目の単位を修得し、各科目の学習成果をそれぞれ獲得していくことによって、卒業時の学習成果を獲得できるように計画されている。以上のことから、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

また、看護学科の科目配置は1年次に基礎を作る科目を配置し、2年次に基礎知識を基にした技術科目を配置している。そして2年次後期後半から実習を領域別の配置している。また、基礎作りのための実習を1年次、2年次にも配置しており、段階的に学びを深める構造となっている。

社会福祉学科社会福祉専攻の教育課程は、社会福祉士養成課程に則して編成されており、また特色あるカリキュラムとして、障害者スポーツ指導員初級、臨床美術士5級、臨床美術士4級、福祉心理士、交流分析士2級の各資格の指定科目を含んでおり、それぞれ必要な単位を修得することで、社会福祉士基礎受験資格、障害者スポーツ指導員初級資格、臨床美術士5級資格、臨床美術士4級資格、福祉心理士受験資格、交流分析士2級受験資格を獲得することができる。

介護福祉専攻の教育課程は、介護福祉士養成課程に則して編成されており、必要な単位を修得することで、介護福祉士資格を獲得することができる。また特色ある介護人材養成として、カリキュラムに臨床美術士5級、臨床美術士4級の指定科目が含まれており、それぞれ必要な単位を修得することで、臨床美術士5級資格、臨床美術士4級資格を獲得することができる。

看護学科の教育課程は卒業単位修得により看護師国家試験の受験資格を得ることができるものとなっている。また、交流分析士2級の受験資格を得ることが可能なものである。

幼児教育学科の教育課程は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を取得できるよう編成されているほか、臨床美術士5級・4級の指定科目が含まれており、必要な単位を修得することで、臨床美術士5級・4級資格を取得することができる。

国際観光学科の教育課程は、国際観光に関する専門知識と技術を習得できる科目群から構成されており、国家資格である旅行業務取扱管理者試験対策として「観光関連法規」、地域での事業者を目指すアントレプレナーやDMCなどからの社会人の履修者用に「起業論」、「観光産業論」を配置している。

各学科・専攻の教育課程の学習成果を獲得すると共に、それに直接的に関連して各

国家資格及びその他の資格を取得できることから、学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。

学科・専攻の教育課程の学習成果について、各科目の評価を総合して表す指標として GPA が活用されている。また、学習成果を直接的に査定する方法として各学科・専攻の学習到達度評価基準が構築され、各学科・専攻の全学年において、平成 25 年度までの年度末での学生による自己評価に加え、平成 26 年度からは、本学学生マイページを活用して前期・後期の学期初めにも学生による自己評価を継続的に実施できるようになった。これにより、学生は自分の学習到達度を常に把握できるようになっている。以上のことから、学習成果は測定可能である。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況について量的・質的データを収集し、教育の質の向上に役立つ仕組みを構築するために、「アセスメント・ポリシー」（基準Ⅰ-C-2 に既出）を定め、平成 30 年 10 月 1 日に施行した。

アセスメント・ポリシーによって、GPA 分布、修得単位数、学位授与数、国家試験の合格率、資格・免許取得状況、つくりかえ学修ポートフォリオ、学習到達度・自己評価アンケート（ルーブリック）などの情報を収集し、教育の改善のための情報として活用している。以上のことから、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

学生による学習到達度自己評価アンケートは、既述した通り、学生マイページを活用して学期毎に調査を実施している。学生の実態調査については、2018 年度まで本学独自の調査紙を用いて調査を行っていたが、2019 年度より全国のデータと比較して本

学の改善に資するために、短期大学基準協会の「学生生活実態調査」を活用することに変更した。ただし、「授業理解度調査」および「授業時間外学習時間調査」については、本学専任教員の担当科目に関して、実習等の一部科目を除いて実施している。卒業生に対する「卒業生アンケート」、卒業生の就職先に対する「就職先アンケート」は、毎年実施し、データをまとめて各学科・専攻の課題と改善について記述した「卒業生に関する就職先アンケート調査 集計結果報告書」としてまとめ教授会を通じて各学科・専攻にフィードバックしている。インターンシップや留学については実施していない。以上のことから、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学習成果に関して、教育課程改善委員会によって、令和元年度卒業生の学習到達度自己評価のデータを分析し、「富山福祉短期大学の教育の学習成果 令和元年度卒業生学習到達度評価の調査結果」として報告書にまとめ、後援会総会にて学生の保護者に配布し、また高校教諭対象説明会にて高校にも配布し、本学 HP(https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_2_4_3_5.pdf)にて一般にも公表している。以上のことから、学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

令和2年3月卒業生のうち、就職した卒業生の全就職先事業所95カ所(117名分)に郵送にてアンケート用紙を送付し、FAXまたは電子メールにて返送という方法で就職先アンケートを実施した。調査期間は、令和2年12月～令和3年1月であり、回収数は91件であった(回収率77.8%)。調査内容は以下の通りであった(備付-9)。

1. 新入職員としての評価
2. 新入職員の専門知識・技術として必要としているもの
3. 新入職員に対して最も重視するもの

回収されたデータについて、集計・分析した結果と、結果に基づく各学科・専攻の今後の改善点についてまとめて「卒業生に関する就職先アンケート調査 集計結果報告書」(備付-7)として作成し、学内教職員と情報共有を図った。以上のことから、卒

業生の進路先からの評価を聴取しており、聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

各学科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の妥当性について、社会から求められるニーズに照らして引き続き定期的に検討する必要がある。

社会福祉学科社会福祉専攻の教育課程の充実を図るために、カリキュラムの見直しを定期的に図っていくことが必要である。

令和3年度入学生からの介護福祉士養成課程の教育内容の見直しに伴い、科目等を変更する必要がある。また厚生労働省の報告書に示された各領域の目的やねらいを、教育内容の拡充のためにシラバスに反映していく必要がある。

看護学科の教育課程の充実を図るために、欠員となっている助手の補充が急務である。

幼児教育学科については、教職課程の再課程認定の申請を平成30年に終えたところであるが、「領域に関する専門的事項」については、担当予定教員の研究業績が不足しており、申請を保留にしていた。しかし、研究業績を積み上げ、令和2年度中に追加の申請を行い、完了した。

国際観光学科については、令和3年度が完成年度となるため、改めて教育課程の課題を洗い出し、必要に応じて見直しを検討する必要がある。

教養教育において学力の3要素に対応しながら幅広い教養を学生が身につけられるよう教育課程の改善を図っていく必要がある。

返答される本学に対する指摘、要望が多様化・専門化してきている。従来、就職先事業所で新入社員教育として行われていた事項が学校の教育内容に要望され続けている点を受け、さらなる教育活動へのフィードバックが必要と考える。

広報活動の一環として、カレッジガイドにQRコードをつけ卒業生の動画や奨学金情報、カリキュラムを閲覧できるようにしている。またSNSを活用した情報発信・提供としてLINEを活用したオープンキャンパスの申込みや受験生からの問い合わせ対応をすることができているが、今後の課題として現在インスタグラムの更新ができていない。また、今年度は新たにYouTubeを活用した情報提供が取り組まれているが、高校生が本学を身近に感じることができ興味を惹く情報を頻繁に発信提供していくことが必要である。さらにディスプレイ広告や動画広告など新たな情報発信ツールの整備もさらに充実させていきたい。

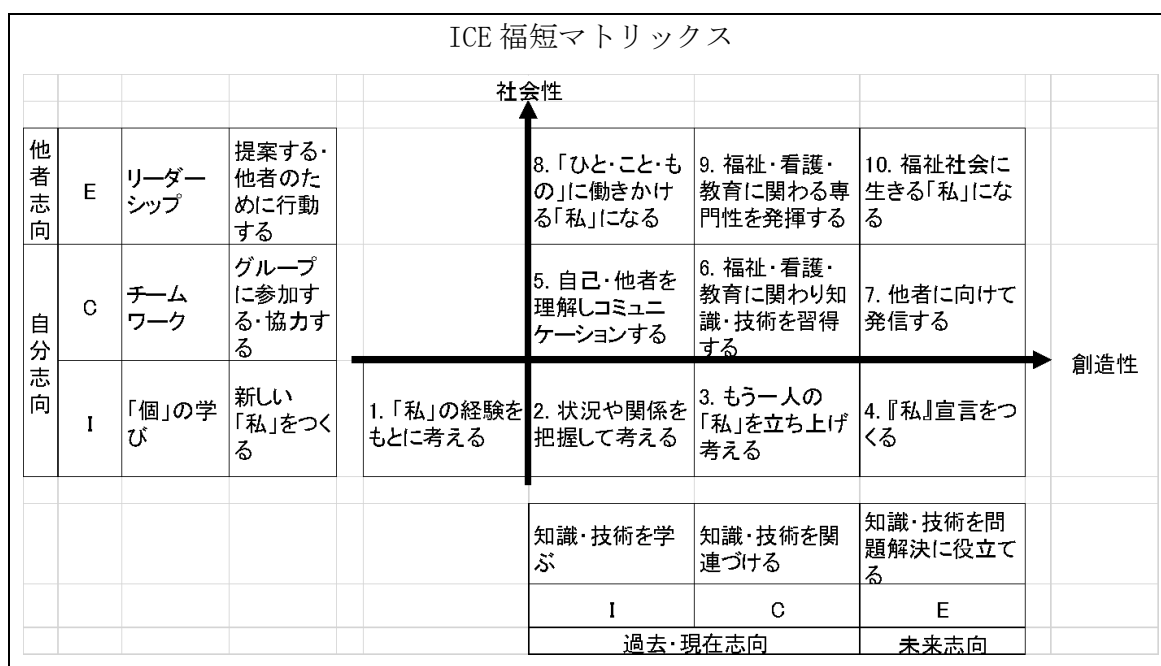
学習到達度の指標としてのGPA及び学習成果の直接的な査定方法としての学習到達度評価基準を運用しながら、得られたデータを分析し、教育改善に役立てていく必要がある。

アセスメント・ポリシーによって収集されたデータを活用し、各学科・専攻の教育の改善に役立てていくPDCAサイクルを一層強化する必要がある。

社会のニーズをふまえた教育の改善のためにも、就職先アンケートを今後も継続し、活用していくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

平成 29 年度より、学習成果物等を各学生がファイルに綴じ込んで蓄積していく「つくりかえ学修ポートフォリオ」の取組みを開始した。そしてポートフォリオを活用して半年間の学修過程を振り返り、自己評価するためのしくみとして「ICE 福短マトリックス」を開発し、平成 29 年後期から運用開始した。



令和 2 年度における新型コロナウイルス感染拡大により、行政による緊急事態宣言や休業要請等により、対面で行う教育活動の制限を余儀なくされた。そのような中、教育活動を停滞させないという信念の下、授業開始は 2 週間程度遅らせることになったが、その間に遠隔授業の準備・時間割の調整に奔走し、県内の高等教育機関においては、いち早く遠隔授業の開始を行うことができた。本学にとっても初の経験だったため、授業の再開を優先しながらも試行錯誤を繰り返し、教育活動を継続した。シラバスも遠隔授業用に修正を行い、手書き修正にはなったが、HP において学生に公開し、授業内においてもシラバスの修正点について説明を行い授業を行った。遠隔授業に必要な環境・機器を満たさない学生については、学内の感染予防対策を万全に行い、学内において遠隔授業を受講できる場所を提供した。合わせて、遠隔授業による学生からのアンケート(満足度)調査も行い、可能な限り授業の質を落とさない対応を行った。

県からの休業要請も解除された段階で、本学としてのコロナ対策の指針を定め、学内に

おける感染予防対策を施し、6月中旬に対面授業の再開に踏み切った。これも県内高等教育機関においては先陣を切る形となった。臨地実習においては、継続して実習生の受入れ不可の状況が続いたが、文科省の指針に従い、学内実習や演習に切替えて学習時間を確保した。

結果として、学生の授業の形式は一部変更を余儀なくされたが、所定の学習時間を減ずることなく、教育活動を行うことができた。そして、年内は学生・教職員からひとりの感染者も発生させることなくコロナ禍の難局を乗り切ることができた。保護者の皆さまにも本学の教育方針にご理解をいただいたことに感謝を申し上げたい。

コロナ禍の感染拡大が縮小していっている中ではあるが、気を緩めることなく一人ひとりの感染予防対策の意識を強め、コロナ禍で得た知見を新たな財産とし、今後の教育活動に存分に生かしていく所存である。

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

<根拠資料>

提出資料 1. 学生ハンドブック

7. 令和2(2020)年度学校案内

8. 令和3(2021)年度学校案内

9. 令和2(2020)年度募集要項

10. 令和3(2021)年度募集要項

https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/2_examinee/01_2021requirements.pdf

備付資料 9. 卒業生に関する就職先アンケート調査

<https://www.t->

[fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_4_4_2020.pdf](https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_4_4_2020.pdf)

10. 2020 学生生活実態調査結果、

11. 2020 年度卒業生アンケート集計結果

<https://www.t->

[fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_4_4_2020.pdf](https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_4_4_2020.pdf)

12. 学校案内

13. 入学前教育(課題)

14. ガイダンス・オリエンテーション配布資料、

15. 短大学生情報 DB、

16. 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度進路一覧

<https://www.t->

[fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_2_2_2_2.pdf](https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/8_information/02_education/education_2_2_2_2.pdf))、

17. GPA 成績分布、

18. 学生による授業評価票及びその評価結果、

19. 2021 募集要項 P10-P11

https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/2_examinee/01_2021requirements.pdf

20. 履修証明プログラム募集要項

https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/data/7_society/07_syakaijin.pdf

19. 2021 募集要項 P12-P13

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学位授与方針に対応して学習到達目標および成績評価基準を定め、その内容をシラバスにおいて公表している。学生の学習成果は GPA 制度により評価している。期末試験へ極度に依存した成績評価とならないよう、期中に一度「中間評価」を実施している。「中間評価」は学生へフィードバックされ、その後の学習に役立つような指導に生かされている。また、各科目において一定回数欠席した学生は担当教員および教務委員会へ随時報告されており、中間評価の結果が F とされる学生は、定められた手順に沿って所属学科・専攻へ連絡されている。これらのシステムにより、教員は、プロセスを重視しつつ、学習成果の状況の把握に努めている。

したがって、教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

また、教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。授業改善のための取組みとして、専任・非常勤を含めた全教員が担当する「実習科目を除く全科目」について学生による授業評価アンケートを Google Form を使用して行っており、その結果は、各教員へフィードバックされているため、各教員は授業評価の結果を十分に認識したうえで、自らの授業改善に役立てるとともに、授業・教育方法の改善に努めている（備付 - 18）。

したがって、教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。本学の各学科専攻においては、ほぼすべての専門科目が国家資格取得に直結した科目であるため、これら科目の内容は関係省庁等が定める指針や要件等を満たすものとなっており、このことについて、各専任教員は十分に理解するとともに、学科・専攻会議等の場において、意思疎通・協力・調整に努めている。また、学生の履修および卒業に至る指導についても、学科・専攻内において、学生の状況を十分に共通理解したうえで、各教員が指導にあたる体制となっている。

教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。FD 活動の一環とし

での相互授業参観は各専任教員について計画的に行っている。実施結果は報告書にまとめられた後、各教員にフィードバックされ、各教員は授業改善に向けて実施結果を活用している。さらに、FD 活動の一環として、授業改善や学生支援に繋がるテーマについて、各学科が輪番で担当する研究会（共創福祉研究会）を毎年行い、その成果を本学の研究紀要である「共創福祉」に掲載している。（FD研修会の実施内容については基準 I -A-1 に記載）

したがって、教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

教育目的・目標の達成の状況については、資格の取得状況や国家試験合格の状況、就職内定の状況等のほか、卒業生の就職先における状況（評価）について就職先にアンケートを実施することにより、把握・評価に努めている。

学内の 3 学科は、すべて国家資格に直結した学科・専攻の編成となっているため、本学専任教員は、それら資格取得に向けた指導を行うべく、教育課程の編成・変更および実施上の問題点等について、随時、学科会議・専攻会議において情報交換・情報共有を行っている。

各学期開始時の履修登録指導はもとより、前述の中間報告や期末の成績配布の時期には、学生の状況に応じて AD 面談を実施し、卒業・資格取得のみならず休退学予防の観点からも、それら面談結果について学科専攻内で十分な共通理解が図られている。

本学ではディプロマポリシーに基づいて「学習到達度評価基準」を定め、毎年これに基づき学生自身の学習理解度を年 2 回自己評価している。この「学習到達度・自己評価アンケート」の分析結果は、PDCA 会議や各学科専攻会議においても報告され、教員間の共通理解が図られている。また平成 26 年度から、学生の学習指導に GPA を用いる基準を設定し、運用を開始した。具体的には、GPA 2.3 未満の学生には、「GPA 面談」と呼ばれる AD 教員による個別面談を行い、その面談記録を学生情報 DB に記録する仕組みである（備付 - 15、17）。

したがって、教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価し、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

以上のことから、教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員については、GPA 制度および中間報告・相互授業参観・学生による授業評価・学習到達度自己評価アンケート等の一連のFD 活動に対する理解をもとに、各自の職務に応じて、学生の学習成果を認識しつつ、各学科・専攻の教育目的・目標の達成状況を把握するよう努めている。

また、事務職員は、各学科専攻が目標とする各種資格の取得状況について卒業判定時に共通理解に努めており、この意味で、所属部署の職務を通じて、学生の学習成果を認識していると言える。また学生の成績記録は規程に基づき適切に保管している。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献するとともに、学生に対して履修および卒業に至る支援に努めている。事務職員（学事課）は、シラバス様式の構成内容等について改善提案等を行ったり、学生ハンドブックの履修に関する内容について改善提案等を行う一方で、欠席学生の報告連絡や中間報告のとりまとめ、期末の成績評価の入・出力処理などを通し、事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専

攻課程の学習成果の獲得に向けて、一定の責任を果たしている。また、入学時オリエンテーションや進級ガイダンス（各4月）および後期始業時ガイダンス（9月）において、履修届についての不備等を確認した上で、学生が進級・卒業に向けて適切な履修科目登録が行えるよう、支援している。

事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。（SD 研修会の実施内容については基準 I -A-1 に記載）

したがって、事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献し、教育目的・目標の達成状況を把握し、学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。また、学生の成績記録も規程に基づき適切に保管している。

以上のことから、事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

司書2名が図書館業務を担務している。開館時間は午前8時30分から午後7時（3月、8月は午後6時30分）である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、開館時間の短縮、貸出のみの利用と制限付きで開館を行っていた。6月15日から館内での学習利用を再開した。1月は大雪のため、2日間の臨時休館となった。189日の開館日数であった。

司書は図書受付や管理業務のほか、図書の検索などに関する相談、学生からの希望図書の購入など学生の学習支援に努めている。また、増加している留学生に対しては、希望する留学生用図書（中国語、モンゴル語、ベトナム語、ミャンマー語）を購入し、学習支援に努めている。

各学科・専攻科から選出された教員と司書から構成される図書・研究委員会において、学生の学習意欲向上を目標に、学生の図書館利用を促進するための取組みについて検討を行い、闘病記感想文コンクール、図書マラソンを継続的に実施している。感想文は図書館内の闘病記文庫（富山県内最大約800冊）を読んで優秀な感想文について、福短祭（9月中旬）に表彰を行っている。図書マラソンは4月から12月の間に学生が借りた図書冊数を競うもので、毎月、途中経過を掲示、各学科・専攻科の各学年の1位の学生を1月中旬に表彰している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響があり、闘病記感想文コンクール、図書マラソン、共に実施できなかった。

毎年、年度の初めに、新入生及び新任教員を対象に図書館オリエンテーションを実施し、図書館の利用方法について周知を図っているが、今年度は新型コロナウイルス感染予防のため説明書を配布した。

またラーニングセンターに専任職員を配置し、介護福祉士や看護師の国家試験への学修支援や、留学生に対する日本語講座、公務員を目指す学生への公務員講座などを実施している。

したがって、図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っており、教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

以上のことから、短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、入学手続き者に対して、学生証写真貼付台紙の送付や、抗体価証明書やワクチン接種証明書が必要であること、既修得単位の認定に関する説明を文書で行っている。また入学式前に新入生オリエンテーションを開催し、履修手続き、授業や学生生活について説明を行っている（備付-12、13、14）。以上のことから、入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。また、入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。本学では、各学年において、前期及び後期の開始時にガイダンスを行い、科目履修登録や卒業までの履修について丁寧な説明を行っている。また、ガイダンスの際、社会福祉学科社会福祉専攻においては、社会福祉士基礎受験資格、保健医療ソーシャルワーカー、福祉心理士、障害者スポーツ指導員初級の各資格の修得方法、社会福祉学科介護福祉専攻においては、介護福祉士資格の修得方法及び卒業時共通試験について、幼児教育学科においては保育士資格と幼稚園二種免許の修得方法について、看護学科においては看護師国家

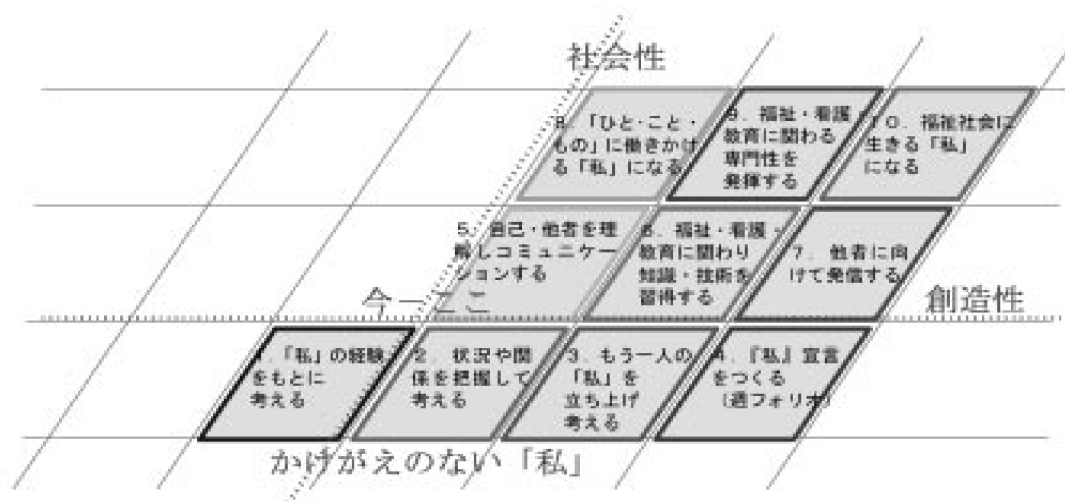
試験についての説明を行っており、また臨床美術士4級・5級の資格については、社会福祉学科社会福祉専攻・介護福祉専攻および幼児教育学科において履修登録前のガイダンスを実施して修得方法の説明を行っており、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法についてのガイダンスを行っている。国際観光学科の特に注力している英語教育においては、1年間3回のTOEIC（IP）テスト受験、及びその結果の個人ごとの分析に即した学習の方法についてガイダンスを行うとともに、卒業時のスコア700～850点取得目標を再確認している（備付-14）。以上のことから、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

学習支援にあたっては「学生ハンドブック」や履修登録時に科目一覧表や履修系統図を配布するなど行っている（提出-1）。また、全学科において、実習要項を作成し、学生への配布にとどまらず、学外の実習受け入れ施設の指導者へも配布し、学外実習施設と学内の実習指導における指導内容の共有化を図れる冊子として活用している。また、実習報告会や演習等で学生の発表機会を設けたり、報告会参加や実習報告書を実習施設に送付することで指導者も学習成果を確認できるように配慮している。また、本学ホームページに教職員と学生との双方向コミュニケーションツールとして学生マイページ https://www3.ibac.co.jp/un/unives/student/urayama_tft/mypage/index.jsp が開設されており、学生は年度初めに個人目標として3つの「私宣言」を書き、それに対して担当AD教員がコメントをつけたり、各学期初めに「学習到達度評価基準（ループブック）」を用いた自己評価を学生マイページ上で行わせたりするなど、ウェブサイトを活用した学習支援を行っている。以上のことから、学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

基礎学力が不足する学生に対しては、次の対応を行っている。すなわち、全学科、専攻において、学科会議、専攻会議による情報共有を常に行い、時間外の個別指導や補講を行ったり、GPAが極端に低い学生や受講態度等にとくに問題のある場合は呼び出しによる注意喚起（学科・専攻全教員）によって対応している。社会福祉学科介護福祉専攻においては、2年次に国家試験対策講座を実施しており、また2年次において、介護福祉士国家試験模擬試験（中央法規出版）を年2回実施し、成績の低い学生に対する個別学習支援を行っている。看護学科においては、国家試験合格に向け、アドバイザー、学年担当教員等による強化学習の機会を設け、個別の学習支援も実施している。以上のことから、学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

本学では、担当ADによる個別学生支援を行うAD制度を設けており、学習上の悩みなどの相談にのり、適切に指導助言する体制が整っている。また個別相談のための時間として全専任教員は、オフィスアワーを週1～2回程度設けている。

教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」を実践していくために、自己形成を進める具体的な行動目標を「福短マトリックス」として以下の図のように示し、個別学生支援においてもその指針としている（提出-1）。



福短マトリックスは、「社会性」を縦軸、「創造性」を横軸として、本学での学びの内容をマトリックスとして示したものである。学生はその時点で自分の課題となるテーマをこれらの領域から選び、「週フォリオ」を定期的作成するが、AD教員はそれを素材として面談を行い、学生が自分をつくりかえていくプロセスを支援する。さらに、担当 AD 教員による「AD タイム」等の時間を活用して学習の動機付けや、学習の方法（レポートの書き方、ノートを取り方）のレクチャー、仲間づくり等、様々な学習支援を実施している。以上のことから、学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学では、通信による教育を行う学科は設置していない。

優秀学生については、卒業時に次のように表彰を行なっている（提出 - 1）。

- ・代表学生：総合的見地から所属学科・専攻の模範的学生であると認められる者
- ・学長賞：本学教育目標「つくり、つくりかえ、つくる」に関わり週フォリオ等の自分づくりの取組において顕著な実績を残した者
- ・優秀賞：学業成績において顕著な実績を残した者
- ・活動賞：学友会活動やボランティア活動等において顕著な実績を残した者
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長賞、日本介護福祉士養成施設協会会長賞、日本私立看護系大学協会会長賞、全国保育士養成協議会会長賞：資格取得に向けての取組（学外（施設）実習等）において顕著な実績を残した者。

またシラバスに、教科書以外の「その他参考文献など」を記載し、学びを深めることができるように配慮している。

以上のことから、学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

看護学科と社会福祉学科介護専攻では留学生を受け入れており（提出 - 9、10）、日本語の補習授業を実施している。また、介護福祉専攻では、専門科目の一部科目において、留学生クラスを別に設け、実施した。以上のことから、留学生の受入れを行っ

ている。留学生の派遣（長期・短期）は行っていない。

学生は、「学習到達度評価基準」を用いた自己評価を学生マイページ上で定期的に行い、その量的変化を追跡している。その結果に基づいて、各学科・専攻において、学習支援方策について検討し、報告書『富山福祉短期大学の教育の学習成果』として毎年度公表している。以上のことから、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のために、各学科専攻では AD（アドバイザー教員）体制を取り、学生の学習上及び学生生活上の相談・支援に組織的に当たっている。AD 教員は、学生が記述した週フォリオを活用して、個別面談を定期的を実施し学生の状況を把握している。把握した情報は学生 DB 入力を行っている（備付-15）。学生 DB の入力状況については100%を目指して定期的に各学科の担当者が確認している。また把握した学生の状況は、学科専攻内で情報共有し、必要に応じて全学での情報共有を行うことで、個別対応を組織的に行っている。情報共有の必要のある学生の DB 情報は、学科専攻ごとのメールによる配信も適宜行い、本来の目的に向けた活用を行なっている。

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）については、学生委員会において学友会、5 S 委員会、ボランティアセンター、サークル、保健室、カウンセリング室、就職などの各支援担当を置き、組織的に学生生活支援を行っている。以上のことから、学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

学友会、学園行事、サークル活動など学生が主体的に参画し活動が行えるよう、学生委員会において学友会支援担当、サークル支援担当などの支援体制を組んでいる。

福短祭（学園祭）に対しては、学生主体の運営を学生委員会の教職員で支援している。以上のことから、クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学生のキャンパス・アメニティについては、以下の通り設置して配慮している。各館に丸テーブル、椅子、ソファを設置し、すべてのラウンジなどにデジタルラボが併設されている。学生同士の談話休息やパソコンによる資料検索、レポート作成に活用されている。

学生食堂、売店は設置していないが、各号館に自動販売機を設置している。

	1号館	2号館	3号館	4号館	5号館
休息のための空間・施設（ラウンジなど）	119 m ²	186.7 m ²	78 m ²	151.21 m ²	76.99 m ²

以上のことから、学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

宿舎が必要な学生については、業者からのアパートなどの情報を希望者に提供して支援をしている。以上のことから、宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

学内に駐輪場・駐車場の設置し、不足の駐車場については、業者からの学外駐車場の情報を希望者に提供して通学のための便宜を図っている。以上のことから、通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

奨学金等、学生への経済的支援については、年度初めのオリエンテーション時に学事部が奨学金制度について説明を行い、学外の各種奨学金の事務を行っている。学生への経済的支援のため「学校推薦型選抜入試Ⅰ期（校長推薦）奨学金」を設け、選考により入学金を免除している（提出-9、10）。以上のことから、奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、常駐の担当職員は不在だが、保健室（5号館）、保養室（1号館）、カウンセリング室（5号館）を設置している。保健室には常駐職員が配属されていないため、5号館の看護学科の教職員が窓口として対応し、退室時に学生が保健室ノートに記入する方法で、学生の状況を把握している。保健室外の対応については、学生委員会内の保健室担当教職員が月1回情報提供依頼の学内メールを配信し状況把握している。また、保健室の消耗品についても、同担当教職員が定期的に点検補充している。

実習前に全学生に学科専攻ごとにインフルエンザ接種を行っている。

カウンセリングについては、非常勤カウンセラーが月2回実施し、年度初めに年間計画を立て、学生へは掲示、メールにて連絡をしている。以上のことから、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取については、AD面談などで把握するよう努めている。また年1回、短期大学基準協会による「学生生活実態調査」を行い、その結果に基づいて、改善策を各学科・専攻で検討し、学生からの要望事項に対する具体的な対応策については、学内掲示等で学生に周知を図っている。以上のことから、学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

留学生の学習（日本語教育等）支援については、選択必修科目として1年前期に「基礎日本語」の履修とともに、ラーニングセンターで「留学生日本語支援講座」を週1回実施し日本語の補完教育を行っている。講座はレベルに応じたクラス分け（N1以上を目指すクラスとN2を目指すクラス）を設定し、少人数指導による学習支援を充実させている。

留学生の生活支援については、学事課を中心に在留期間の更新手続き、アパートの紹介、国保等の各種手続きのサポートを行っている。以上のことから、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

社会人学生の学習を支援する体制は、特に組んではない。

「富山福祉短期大学障害学生修学支援規程」第10条に基づき、障害や疾患があり支援を要する学生への対応方法についてマニュアルを整備し、学生情報DBに情報共有画面を設定し運用している。該当の学生について生活支援、授業支援、就職支援などを全教職員で情報共有し支援していく運用である。

障がい者への支援体制については、平成23年度にトイレ施設の改善、エレベーター内の鏡の設置などを行い、障害者の受け入れのための施設を整備してきている。平成25年度までに、Uホール以外全ての本学校舎にエレベーターを設置した。以上のこ

とから、障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

長期履修生という形での学生受け入れは行っていない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）について、卒業時表彰学生として「活動賞」を設けており、ボランティア活動等積極的に地域貢献活動を行った学生に対して、各学科・専攻 1 名ずつ卒業式典において表彰している。以上のことから、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員の組織を次のように整備し活動している。進学・就職の相談は、学生にとって最も身近な AD（アドバイザー）教員が担当し、学科・専攻全体の状況把握や進捗把握のため、各学科・専攻教員の学生委員の 1 名を進学・就職担当として配している。

全学的な支援組織としては企画推進部があり、学生の進路支援を行っている。その主たる支援内容は、下記のとおり。

- ・ 公務員試験対策講座の案内・勧誘・実施
- ・ 各種就職ガイダンス等の案内の受付、アドバイザーへの伝達、学生への掲示
- ・ 就職・編入学ガイドブックの作成・配布
- ・ 求人票の受付、ファイリング、学生への掲示、アドバイザーへの配布
- ・ 求人情報 DB へのデータ登録（外部委託）
- ・ 進路希望調査に基づく求人情報の学生への情報配信

- ・就職先パンフレット等資料の保管管理
- ・その他、アドバイザーと連携、サポート業務を担当
- ・4年制大学などからの指定校・編入学案内の受付、一覧の掲示
- ・就職内定状況集約、資料作成、学内への伝達
- ・就職指導や相談、さらにその進捗問合せなどのフォロー
- ・学内キャリアアップ講座の企画・告知・募集・実施
- ・就職活動情報に関する定期的なメール配信

以上のことから、就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している（備付 - 16）。

就職支援のための設備を次のように整備し、学生の就職支援を行っている。全学的な就職支援の窓口として、1号館に企画推進部を設置し、様々な就職支援を行っている。

学内での就職対策としては、卒業前年度の12月に学内進路ガイダンスを実施し、就職に対する意識付けと就職活動の時期やその方法、注意点などを周知している。同時に、進路希望調査を行うことで、具体的な就職に向けた意識向上を図っている。

また、1～2月に内定済みの上級生から就職活動の苦労話などを聞いたり、卒業生を招致し、就職活動に対する考え方や行動の仕方、注意点などを聞いたりする学内ガイダンスを各学科専攻が工夫を凝らして実施し、次年度就職学生の就職支援を行っている。

求人情報については、卒業前年度の1月頃から県内外の多くの施設・病院・企業等から募集案内が届いており、学生の就職活動への意識づけのために、卒業前年度の3月頃から学生への情報の開示を始めている。また、受け取った求人票は、整理して学内で掲示し、データベースに登録している。

実習等で求人票をこまめに見ることができない学生をフォローする体制として、求人情報をデータベースに登録（外部委託）し、インターネット経由で学生のパソコンや携帯電話に供給する体制をとっている。さらに、就職活動に難のある学生を年度初めに各学科・専攻教員からピックアップしてもらい、アドバイザーと連携しながら個別に対策をとっている。ハローワーク等学外からの支援（学内での出張面談）や、場合によってはハローワークへの就職登録も行っている。

以上のことから、就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を次のように行っている。資格取得においては、各学科・専攻のカリキュラムが資格取得のための構成になっており、ほとんどの学生たちが資格取得を目指している。その他の資格に対しては系列の専門学校が行っている各種講座を紹介している。就職試験対策としては、卒業年次において、学内で「キャリアアップ講座」と称し、会社訪問対策、履歴書対策、面接試験対策、小論文対策、ビジネスマナー講座などを授業に影響のない空きコマで実施している。

また、公務員希望者への支援体制としては、「公務員試験対策講座」を時間割に組み込んで実施し、公務員希望の学生が受講している。

以上のことから、就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。毎年、就職状況を把握するため、各月ごとの内定率が分かるように「内定率推移」として取りまとめている。卒業時にその年の内定率推移を分析し、それぞれの学科・専攻における就職状況と、実習期間や該当職種の募集時期、学生の状況等を考慮して、次年度の就職支援をどのように進めていくか検討している。

以上のことから、学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

進学・編入学希望学生に対して次のような支援を行っている。4年制大学などからの指定校・編入学案内の受付、一覧にまとめて掲示を行い、学生への周知・フォローを行っている。また、進学希望者に対する本学独自の奨学金制度として「4年制大学編入『私』宣言奨学金」制度を設け、卒業年次後期授業料相当額を奨学金として給付している。留学希望者はここ数年いない。以上のことから、留学に対する支援は行っていないが、進学に対する支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

「学習到達度・自己評価アンケート」について、ディプロマポリシーに対する教育目標および学習到達目標の達成度合いや学習成果についての分析結果を今後の教育課程の編成や学習指導にさらに活用していく必要がある。合わせて、学習成果への貢献および学習成果の認識を含め、学習成果の獲得に向けて具体的に貢献するために何が必要か、今後検討をすすめる必要がある。「学生による授業評価」については、第3者評価の観点も踏まえ、適切な情報公開と評価指標および評価基準を明確化し、どのように教育活動の改善に活用していくかの更なる検討が必要である。図書館の利用を促進するためには、学生が希望する図書の購入、授業での図書館利用の推進、留学生に対するサービス向上などを更に進めていく必要がある。

学生生活支援のベースとして、AD制度による支援・指導の一層の充実、学生DBのさらなる活用が望まれる。定期的なAD面談を通して、時期を逃さず適切な学生支援や継続的な支援がなされることが重要である。学友会・5S委員会・学生ボランティアコーディネーターなどの学生活動は、学生自身が主体的に進めていけるような支援をすることで、学生間交流が活発になり、学生生活全体に良い効果を及ぼすと考えられる。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、保健室利用者や精神的な悩みを抱える学生が増加しており、そのような学生支援の必要性が増している。多様な支援を必要とする学生へ細やかに対応するためにも、保健室及びカウンセラー室の担当職員の配置、また担当職員と教職員との連携についての検討が必要である。

富山県内の福祉・医療・教育分野の就職活動開始は、他県や一般企業と比べて遅い傾向にある。また、学生は春から秋にかけて資格取得に必要な実習が長期で予定され

ており、就職活動に熱を入れる時期が遅くなりがちである。学生の就職活動状況はアドバイザー教員が定期的に面談で把握し、キャリア・就職支援スタッフと共有しているが、就職活動スケジュールの目安が共有されておらず、学科内でも学生によって活動スピードに大きな差が生まれている。学科で就職スケジュールを共有し、学生にも事前に周知することが必要である。また、今年度は新型コロナウイルスの流行により、本学へ来学する求人担当者が激減した。コロナ禍により本学から施設へ出向くことも憚られ、人事担当者と直接お話をする機会が減ってしまった。次年度は、了解をとった上で短大から積極的に訪問し、求人依頼や求められる人材のニーズ調査する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

コロナ禍対策に伴う福短祭の代替活動として、学友会が中心となって以下の2つの行事を実施した。

①オンラインビブリオバトル

②「繋がる」をテーマに各学科専攻で企画行事（問題解決型ビンゴゲーム、オンライン交流会、1，2年生交流オリエンテーリング等）

コロナ禍の影響により、アルバイトがなかなかできない状況下において、特にアルバイトで生計を立てている留学生に対して、COSTCO 射水倉庫店との連携により、一部在庫商品となった食料品の提供を受け、賞味期限内に消化するという条件の下、月2回留学生への食糧支援を行った。（主にパンやケーキ）

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

図書館の利用促進のために、図書館利用状況を毎月、教授会にて報告し、各学科専攻教員に授業等での活用協力を呼び掛けている。また図書館の貸出冊数の各学科専攻で最も多かった学生を表彰する「図書マラソン」および本学図書館の特色である「闘病記文庫読書感想文コンクール」を開催し、優秀者に対し表彰している。また留学生用の図書も購入し、充実を図っている。

その他の教育改善、学生支援の改善については、上述した通りである。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

図書館の利用促進については、授業等で利用してもらえよう学科と連携する。また、留学生も利用できる図書を特定する。教育目標および学習到達目標の達成度合いや学習成果については、アンケートの集計結果を、学科専攻ごとに分析し、今後の教育課程の編成や学習指導に活用できるよう、具体的に検討する。職員による教育目的・目標の達成状況の把握や学習成果への貢献および学習成果の認識については、SD研修などの企画実施を通じて改善をはかる。「学生による授業評価」の拡大実施については、次年度より、全科目において実施できるよう、その具体的な方法について検討する。

ADによる支援・指導の充実については、AD面談の確実な実施や、面談成果を高める工夫（共通の面談項目の設定など）、学生DBのさらなる活用について検討する。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、次年度もニーズを把握し、保健室及びカウンセラー室の設置場所及び担当職員の配置などを検討する。看護師国家試験や公務員試験の合格率、4年制大学等への編入学支援については、ラーニングセンターと各学科が連携し、具体的な対応策を検討する。ホームページの改善については、企画推進課や広報地域連携委員会で具体的に検討する。

学科内での就職活動スケジュールの目安共有については、各学科長・専攻長と目安となるスケジュールを作成し、全教員へメールで周知する。卒業学年の学生には、4月実施予定のキャリアアップ講座にて共有する。教員はAD面談の際、その目安に沿って学生と進捗状況を確認し、就職活動状況をG-suite内に書き込み、学科教員およびキャリア・就職支援スタッフと共有する。施設訪問については、キャリア・就職支援スタッフが積極的に出向くだけでなく、実習巡回の教員にも実習施設で就職に関する内容を聞いていただき、キャリア・就職支援スタッフと共有する仕組みを構築する。共有された内容を蓄積し、定期的に学内にメールで共有する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

<根拠資料>

- 備付資料
- 20. 教員個人調書（令和 3 年度）
 - 21. 教育研究業績書（平成 28 年度～令和 2 年度）
 - 22. 非常勤教員一覧表（令和 2 年度）〔様式 20〕
 - 23. 研究活動報告書（平成 30 年度～令和 2 年度）
 - 24. 専任教員の年齢構成表
 - 25. 専任教員の研究活動状況表（平成 28 年度～令和 2 年度）〔様式 21〕
 - 26. 外部研究資金の獲得状況一覧表（平成 30 年度～令和 2 年度）〔様式 22〕
 - 27. 研究紀要・論文集（平成 30 年度～令和 2 年度）
 - 28. 教員以外の専任教員の一覧表
 - 29. FD/SD 活動の記録（平成 30 年度～令和 2 年度）

備付資料 - 規程集

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学においては、社会福祉学科（社会福祉専攻および介護福祉専攻を設置）、看護学科、幼児教育学科、国際観光学科の4学科2専攻を設置しており、それぞれの学科・専攻においては、短期大学設置基準第22条に定める教員数を準拠し教員組織が構成されている。また、各学科・専攻の専任教員は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条および第5条、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条、再課程認定基準に基づいた申請により、真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等を審査された上で、社会福祉士・介護福祉士・保育士・幼稚園教諭・看護師の各養成施設（学校）としての教員要件も満たされている。

各研究業績等については、本学ホームページ(情報公開)にて公開している。

各専任教員は、年に一度、文部科学省様式の教員個人調書（履歴書および教育研究業績書）を提出している（備付-20、21）。

以上のことから、本学においては、短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制しており、かつ短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。また、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

社会福祉専攻の専任教員の科目担当については、社会福祉士養成課程の教員資格要件を満たし、かつ教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

また、兼任教員・非常勤講師の配置についても、教育課程改善委員会において定期的に審査を行い、教員の資格・業績を基にした教員配置となるよう配慮している。

介護福祉専攻の専任教員の科目担当については、介護福祉士養成課程の教員資格要件を満たし、かつ教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

また、兼任教員・非常勤講師の配置についても、教育課程改善委員会において定期的に審査を行い、教員の資格・業績を基にした教員配置となるよう配慮している。

看護学科の専任教員の担当科目については、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

また、兼任教員・非常勤講師の配置についても、教育課程改善委員会において定期的に審査を行い、教員の資格・業績を基にした教員配置となるよう配慮している。さらにそれぞれの専門性を超えて、相互協力しながら教育効果を高めるよう努めている。

幼児教育学科の専任教員の担当科目については、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

また、兼任教員・非常勤講師の配置についても、教育課程改善委員会において定期的に審査を行い、教員の資格・業績を基にした教員配置となるよう配慮している。

2020年4月に設置した国際観光学科の専任教員の担当科目については、福祉分野との連携を念頭におき、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

また、兼任教員・非常勤講師の配置についても、教育課程改善委員会において定期的に審査を行い、教員の資格・業績を基にした教員配置となるよう配慮している（備付-22）。以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

非常勤講師の採用については、教育課程編成における専任教員配置後、必要な科目についての研究業績、経歴等を該当学科および教育課程改善委員会にて短期大学設置基準の規定を準用し、審査を行い、適正について組織的な確認を行った上での採用としている。以上のことから、非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

また、教育課程編成上、補助教員が必要な科目においては、科目の特性及び補助教員の適正を確認し補助教員の配置を行っている。以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

教員の採用・昇格は下記の各規程（備付-規程集）に基づいて行っている。

- ・浦山学園教職員採用規程

- ・富山福祉短期大学教員職位判定要件に関する内規
- ・富山福祉短期大学教員の職務内容及び職位判定要件に関する基準
- ・富山福祉短期大学教員資格審査規程

合わせて、非常勤講師の新規採用にあたっては、その適正を教育課程改善委員会において、審査を行っている。

以上のことから、教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究活動（論文、学会活動、国際会議出席など）は、年々活発化しており、論文投稿数などで成果を上げてきている。各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、各科目の担当教員の専門性の妥当性については、教育課程改善委員会に置いて毎年、定期的に確認しており（教育課程改善員会議事録）、さらに担当する科目の領域における研究活動の推進を各専任教員にお願いしている。以上のことから、専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている（備付 - 23）。

外部研究資金の応募状況は、令和2年度は科学研究費補助金4件（元年度5件）である。また、外部研究費の獲得状況は以下のとおりである（備付 - 26）。

藤井徳子助教：大学コンソーシアム富山・学生による地域フィールドワーク研究助成

研究課題名：子どもたちの豊かな経験を保障する保育環境～子どもの主体性を育む園庭づくり～ 研究費：200,000円

以上のことから、専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

本学では、研究・教育レベルの向上と地域社会への貢献を目的に、共同研究制度を設けており、令和2年度は6件の研究課題が採択された。令和2年度は以下の10件の論文が投稿された（備付 - 27）。

・『共創福祉』2021年1月 第14巻、第2号 5編、第15巻、第1号 5編

本学では、専任教員の研究活動に関する規程として、『富山福祉短期大学教員個人研究費規程』、『富山福祉短期大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン』、『富山福祉短期大学研究倫理綱領』、『富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程』、『富山福祉短期大学公的研究費に係る購入物品等に関する取引停止等取扱内規』、『富山福祉短期大学における研究活動等に係る不正行為への対応等に関する規程』、『富山福祉短期大学科学研究費補助金 取扱規程』、『富山福祉短期大学共同研究募集要項』、『富山福祉短期大学 科学研究費助成事業に係る事務取扱内規』、『研究倫理についての研究者（教員）教育・研修の受講に関する事項』、『富山福祉短期大学における公的研究費に係る不正防止計画』、『富山福祉短期大学における公的研究費

の運営・管理に関する内部監査内規』、『富山福祉短期大学公的研究費に係る内部監査要綱』、『富山福祉短期大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱』、『富山福祉短期大学共同研究等にかかる倫理審査手続きについて』、『共創福祉』投稿原稿査読手順』を定めている（備付 - 規程集 A211, A221, A222, A237, A239, A240, B206, B207, B230, B232, B233, B234, C204, C206, C212, C220）。以上のことから、専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みに関して、本学では、規程『研究倫理についての研究者（教員）教育・研修の受講に関する事項』（備付 - 規程集 B232）に以下のように定めている。

1. 原則的事項

研究者（教員等）は、研究の実施に先立ちおよび研究期間中も、認証教育プログラム（①、②の内いずれか）を定期的（少なくとも 5 年ごと）に受講しなければならない。

2. 認証教育プログラム

① 研究倫理講習会

本学または外部機関による研究倫理講習会

② e-learning プログラム

日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース（eLCoRE）の受講

以上のことから、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

本学では、専任教員の研究成果の発表の場として、定期的に研究紀要『共創福祉』を発刊しており、2020 年度は、共創福祉第 14 巻 2 号、15 巻 1 号を発刊した（備付 - 27）。以上のことから、専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

本学は専任教員が研究を行う教員室、研究室等については、助教以上のすべての専任教員に対して、20 m²以上の研究室を配置している。平成 24 年 12 月より助手が教員として位置づけられていることから、助手は共同研究室を有している。また、それぞれの学科において、実習室を配置しており、教員の自己研鑽が可能になるように整備している。以上のことから、専任教員が研究を行う研究室を整備している。

本学では、専任教員の研究、研修等を行う時間として、週 1 日の研究日を設けている。以上のことから、専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

富山福祉短期大学専任教員が学術研究のため、国内または外国の大学・研究所等で研修することについて、『富山福祉短期大学教員研修規程』（備付 - 規程集 A210）に定められている。以上のことから、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

富山福祉短期大学 FD・SD 委員会規程（備付 - 規程集 B222）により、各学科長および各事務組織の長を構成員とする FD・SD 委員会を設けて、FD 研修および SD 研修の企画実施を行っている。以上のことから、FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している（備付 - 29）。

各専任教員は、FD研修やSD研修に参加し、また自分の担当科目において、相互授業参観を年1回以上実施し、「相互授業参観実施報告書」を作成して授業の改善に取り組んでいる。以上のことから、教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

なお、令和2年度においては教職員を対象として以下の研修会を開催した。

新型コロナウイルスの感染拡大により、対面形式での研修会等が軒並み中止になったため、オンライン研修会への参加によるFD/SD研修とした。

◆FD/SD研修

- ・令和2年11月26日(木)「入国管理行政・申請取次講習会」出入国在留管理庁
- ・令和2年11月30日(月)「発達障害学生の修学支援」日本学生支援機構
- ・令和2年12月11日(金)「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」日本学生支援機構
- ・令和2年12月23日(木)「親学教員研修会」親学推進協会
- ・令和2年12月24日(木)「データサイエンス・オンラインFD」大学コンソーシアム富山
- ・令和3年2月3日(水)「学修成果の可視化」デジタルハリウッド
- ・令和3年3月5日(金)「高大連携フォーラム」大学コンソーシアム大阪

各専任教員および非常勤講師は、担当科目について履修の基本事項で定める中間評価報告書を作成し学事部に提出し、中間評価において問題のある学生についての情報は学事部より各学科にフィードバックされ、各学科においての指導指標としている。

また受講学生が3回以上欠席した場合、学事課に書面で報告し、学事課は、それを各学科長に報告することで、出席回数不足による単位不認定の防止を図っている。また、各学科専攻から学業において合理的配慮を要する学生については、学生情報DBへの登録および学生委員会への報告によって学内周知を図り、必要な支援が適切に行われるようにしている。以上のことから、専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は企画推進部・学事部・図書館で構成され、浦山学園事務組織規程（備付 - 規程集 A101）および組織機能図により、それぞれの責任体制が明確にされている。事務組織規程および組織機能図は使用するグループウェアのデータベース上にも添付されており、常に閲覧可能な状態で整備されている。また月 1 回、職員全員が会して職員全体会議を開催し、各部の業務の状況を確認すると共に必要な情報の共有を図っている。また各部署の役割は「業務分掌」（備付 - 規程集 B214）に明示され、各部署職員は業務分掌に則った職務の遂行を通して、専門的な職能を獲得している。以上のことから、短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。また、事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

また、個人目標として学習成果の獲得についての考察が示されており、常に学習成果の獲得につなげるという意識の共有を部署内で図ることにより、事務職員の能力や適性を発揮できる方向性を一致させている。以上のことから、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務に関する規程は、浦山学園事務組織規程（備付 - 規程集 A101）により定められ、各部署の業務分掌により具体的な業務として細分化されている。各部署には、パソコン・OA 機器を始めとする業務に必要な機器備品がそれぞれ配備されており、それらをネットワークで共有し各種情報の共有を図っている。以上のことから、事務関係諸規程を整備している。また、事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

SD 活動に関する規程として「富山福祉短期大学 FD・SD 委員会規程」（備付 - 規程集 B222）が整備され実施されている。SD 研修内容は FD/SD 研修委員会で検討され、本学に必要なテーマを適宜検討・実施している。幅広い分野で実施し講師を教職員が行う事で教職員自身の知識が深まり、教育研究活動をはじめとする本学の教育活動のレベルアップにつながっている。以上のことから、SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

職員は、定期的な業務の進捗状況に関してのミーティングを実施しており、各業務における課題や問題点を共有し、適宜業務改善を行っている。以上のことから、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

また、業務遂行の中で常に本学教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」を意識し、継続的な業務改善に取り組んでおり、また教務委員会など各種委員会や主要学内会議には職員もメンバーとして参加し教員組織はじめ他部署との連携を密にしながら、学習成果を向上させる為業務を推進している。以上のことから、事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は「浦山学園就業規則」（備付 - 規程集 A109）をはじめ、「浦山学園契約職員に関する就業規則」（備付 - 規程集 A110）、「浦山学園パートタイム職員に関する就業規則」（備付 - 規程集 A136）、「富山福祉短期大学専任教員の勤務に関する内規」（備付 - 規程集 A229）により整備されている。就業に関する諸規程は使用するクラウド上のデータベースにも保存され全教職員が常時閲覧可能な状態であり周知されている。各規程は随時見直しを行い必要に応じて改廃を行っており、改廃が発生した場合は、全教職員に通知される。改廃時のみならず、適切な人事管理、労務管理等の意識啓発を行う際などにも、各種就業に関する規程の内容を明示し周知している。以上のことから、教職員の就業に関する諸規程を整備している。また、教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

教職員の就業については、就業規則や関係諸規程に従い適正に管理している。特に時間外勤務の状況については毎月常任理事へ報告をしており、時間外勤務の増減を継続的把握・分析し、必要に応じて教職員に適切な労務管理を促す通知を行っている。また、月 1 回の衛生委員会を開催し教職員の就業状況を確認し、教職員が常に適正な就業状況を保てるように、同委員会から教職員に対し必要な情報の発信を行っている。近年は同委員会主導で、労働安全衛生法に基づくストレスチェックも実施されている。以上のことから、教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

各部署における業務体制について、情報公開等の観点からも、より精度の高い業務が求められており、多様な教育スタイルも確立されてきている中、IT・情報化時代にふさわしい業務体制を模索すると同時に業務の効率化を図っていかねばならない。

また、外部資金の獲得に向けて、より一層の研究環境の充実を図るなかで、教員の意識改革を進めて行く必要がある。また、大学と地域が連携した研究テーマの掘り起しを行っていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 30. 2021 学生ハンドブック
31. 図書館のご利用について

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備してい

る。

- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

短期大学設置基準における校地の基準面積は、学生定員上の学生 1 人当たり 10 m²とされており、本学においては学生の収容定員が、520 名であるため、短期大学設置基準における校地の面積は、5,200 m²以上となる。本学の校地面積は、15,572.84 m²であり、短期大学設置基準の規定を充足している。また、短期大学設置基準による本学における基準校舎面積は、社会福祉学科/国際観光学科（社会学・社会福祉学関係、収容定員 180 名）1,900 m²、看護学科（保健衛生学関係（看護学関係）、収容定員 240 名）2,600 m²、幼児教育学科（教育学・保育学関係、収容定員 100 名）2,000 m²を合計した面積として 6,500 m²が必要とされ、本学の校舎総面積は、8602.67 m²で規定を充足している（備付 - 30）。

以上のことから、校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。また、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

運動場として屋外テニスコート 2 面を有しており、授業のある日の 8 時 30 分から 18 時までは予約制、夜間や休日は許可制で利用されている。

以上のことから、適切な面積の運動場を有している。

校地と校舎で段差のあるところには、スロープがあり、全ての校舎にエレベーターを設置している。また、一部の校舎で点字ブロックや身障者用トイレ等、障がい者に対応している。

以上のことから、校地と校舎は障がい者に対応している。

各養成施設としての必要な学内演習等における機器・備品の整備および学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室、演習室、実習室および機器・備品等を整備している。

以上のことから、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行

う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

以上のことから、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

通信による教育を行う学科は、有していない。

図書館は専有延床面積が 230 m²である。図書、視聴覚資料、学術雑誌の他、自習スペースも有し、蔵書数は 27,214 冊 (2021 年 3 月 31 日現在)、学術雑誌は 73 誌、座席は 62 席である。以上のことから、適切な面積の図書館を有している (備付 - 31)。

図書選定であるが、授業、研究に関する内容は各学科教員が選定を行い各学科専攻の図書・研究委員の教員から図書館に購入依頼がある。学生の希望図書、図書館選定図書については、図書・研究委員会の教員に図書の内容確認を行った後で購入を行っている。図書の廃棄は、毎年図書館で紛失、汚損等で利用できなくなった図書を選定し、図書・研究委員会の教員に報告後、学長の承認を得て廃棄が行われている。したがって、購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

図書館には社会福祉、介護福祉、看護、幼児教育、観光学といった授業に関連する内容の図書、視聴覚資料等の参考図書を整備しており、授業、研究利用されている。したがって、図書館に参考図書、関連図書を整備している。

以上のことから、図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

体育館の面積は 671.35 m²あり、体育の授業や課外活動のほか、授業のある日の 8 時 30 分から 18 時まで予約制、夜間や休日は許可制で利用でき、有効に活用されている。以上のことから、適切な面積の体育館を有している。

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染予防対策の側面も大きく、校内での遠隔授業に耐えうる Wi-Fi 環境の整備を強化した。また、Google G-Suite システムを導入し、場所を特定することなくオンラインでの授業の配信・受講できる体制を整えた。

以上のことから、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行うための最低限の環境を整えることはできたが、更に高度なという観点においては、今後様々なシチュエーションを想定した整備が必要である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品 (消耗品、貯蔵品等) を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では、「浦山学園固定資産及び物品管理規程」（備付 - 規程集 A117）を整備しており、合わせて「浦山学園実地棚卸実施要領」（備付 - 規程集 A146）において本学の施設・設備の維持管理に努めている。また、本学では、消防法に基づき、防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とした富山福祉短期大学「消防計画」（備付 - 規程集 C209）を作成している。自衛消防組織を作り、通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護の担当をおき、全教職員に周知している。また、年に 1 回、年間スケジュールに避難訓練実施日程（予定）を計画し、地元消防署と連携の上避難訓練を実施している。以上のことから、火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備しており、定期的な点検・訓練を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、「浦山学園ネットワーク管理方針」に基づき、「浦山学園ネットワーク管理安全対策基準」を定め、安全・安定した情報システム・ネットワーク環境に努めている（備付 - 規程集 A129, A130）。以上のことから、コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

省エネルギー・省資源対策は、『福短 省エネの取組み』として、学生・教職員への省エネの呼びかけをしている。6月から9月にはクールビズを実施し、地球環境保全に配慮している。以上のことから、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

令和 2 年度においては、1 号館から 5 号館までの全館にエレベーターおよび身障者用トイレを設置することができた。また、学生の利用数の増加に伴う図書館の学習スペースの拡充の検討が必要である。

図書館の利用を促進するためには、学生が希望する図書の購入、授業での図書館利用の推進、留学生に対するサービス向上などを更に進めていく必要がある。

施設の老朽化による修繕対応が多く見受けられるようになってきており、中長期修繕計画を策定するなど、予算・収支を考慮しながら対応していく必要がある。

また、防災対策として、近くを流れる下条川の氾濫や、地震による津波を想定した水害の訓練の検討が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料 32. 学内 LAN 設置図
30. 2021 学生ハンドブック

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学では、短期大学設置基準および各養成校としての指定規則に準拠し、かつ各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づいて、各実習室・パソコン教室・音楽室・美術室等の整備を行っており、また全館に Wi-Fi 環境を整備し、学生が学習のためにインターネットを利用したり、Google Education のシステムをいつでも利用できるように整備している。そして各学科・専攻にデジタル教育推進委員の教員を配置し、学生・教員からの問い合わせにすぐに対応できるように人員も整備している。以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている（備付 - 30）。

各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーにおいて、コミュニケーションスキルを習得するための科目として「ITを活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置することとしており、総合科目（教養科目）において「情報処理」「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」を開講している。これらの情報系科目のための専用教室として、2号館3階にコンピュータ室を設置しており、授業を実施するために必要なパソコン本体、ディスプレイ、プリンターなどを配備している。また、教職員に対して情報技術に関するトレーニング機会の提供として、令和2年度は、以下のものをFD/SD研修として実施した。

- ・令和2年12月24日（木）「データサイエンス・オンラインFD」大学コンソーシアム富山

- ・令和3年2月3日（水）「学修成果の可視化」デジタルハリウッド

以上のことから、情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

学内における情報機器や設備については、定期的に設備の更新等を行い、破損・故障等があった場合には速やかに対処するように努めており、計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。また、コロナ禍における遠隔授業の対応としてGoogleのクラウドサーバーを活用するシステムを新たに導入するなど、様々な状況により技術的資源の見直し、活用を行っている。以上のことから、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持しており、また技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

専任教職員へはノート型PCが1台ずつ貸与されており、教職員の共用プリンター（複合機）を1～5号館の各建物の各事務室（2号館は図書館）に配備している。

非常勤教員へとしてもノート型PCを、1号館事務室に1台、2号館図書館に2台、3号館事務室に2台、5号館事務室に2台配備している。以上のことから、教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

学生の学習支援のために、各館にデジタルラボラトリーやPC室を設け、複数台PCやプリンターを設置することで、常時学生が使用できる状況である。また学内には有線および無線LANによるネットワークが構築・運用されている。学内のネットワークは、サーバーが教職員セグメントと学生セグメントに分けられることにより、教職員が業

務上取り扱う個人情報等が学生に伝わるリスクが回避されている。有線 LAN は、体育館を除く学内のすべての建物に設置されている（備付 - 32）。また、学内全域でインターネットにつながる Wi-Fi 環境を整備している。以上のことから、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

授業に活用する教育機器としてクリッカーを導入し、また教育の DX 化を目指して WEB 会議システムや Google Education などのシステムを導入し、教員は授業に活用している。以上のことから、教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

本学では、2 号館にパソコン教室を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

技術的資源と設備の両面において、合理的な年次計画・中期計画を作成し、計画的に維持・整備しつつ、技術的資源の分配を常に見直し、活用していく必要がある。

また、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備しているが、より高精度の通信環境を整備していく必要がある。情報技術の向上に関するトレーニングを学生および教職員に提供すること、および、学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させることにおいて、今後、さらなる検討が必要である。合わせて、コロナ禍においても学生の学修時間をしっかり確保できる環境整備および教職員のスキルを向上させる取組みを計画的に行っていかなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料
11. 計算書類等の概要(過去3年間)〔書式1-書式4〕
 12. 資金収支計算書・資金収支内訳表(平成30年度～令和2年度)
 13. 活動区分資金収支計算書(平成30年度～令和2年度)
 14. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表(平成30年度～令和2年度)、
 15. 貸借対照表(平成30年度～令和2年度)
 16. 浦山学園第3期中期経営改善計画
 17. 令和2年度事業報告書
 18. 浦山学園令和3年度事業計画書

19. 浦山学園令和3年度予算書

備付資料 33. 財産目録及び計算書類（平成30年度～令和2年度）

備付 - 規程集

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

過去3年間において、資金収支は均衡であるのに対し、事業活動収支は、平成30年度及び令和元年度は赤字計上であったが、令和2年度は黒字となった（提出-11-15）。

平成30年度及び令和元年度については、学生数の減少による収入減の影響が大きく支出超過となったが、令和2年度においては、経費節減を進め支出を抑制したため収入超過となった。したがって、事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

貸借対照表において、資産総額は40億台を維持、純資産の総額は30億円台を維持している状況である。したがって、貸借対照表の状況が健全に推移している（提出-11-15）。

短期大学は法人全体の財政を支えている側面がある。したがって、短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。法人全体の教育研究活動のキャッシュフローは黒字であり資金ショートのおそれはなく、今のところ短期大学の存続を可能とする財政は維持できている状況にある。したがって、短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金は、平成20年度より全在籍教職員者の期末要支給額100%を引き当てている。したがって、退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている（提出-11-15）。

資産運用は浦山学園資産運用規程により、安全第一に運用すべき期間及び金額について十分な見通しを立て、資金繰りに影響がないよう複数の金融機関等を比較し適切に管理している。したがって、資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

教育研究に必要な教育研究経費は、経常収入に対して30%超の支出が行われ、教育研究活動の質的保障や維持が成されている。したがって、教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている（提出-11-15）。

教育研究用の施設設備（施設関係支出・設備関係支出）及び学習資源（図書）については、予算審議を経て適切に支出されており問題ない。したがって、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である（提出-11-15）。

独立監査人（監査法人所属の公認会計士）による監査は計画的に実施された。監査

に対する質疑事項に対して各部署から回答するなど適切に対応した。指摘事項等については、記録し学園学内で共有している。したがって、公認会計士の監査意見への対応は適切である。

寄付金の募集及び学校債は発行していないが、学生生徒等納付金および補助金以外の多様な財源を得る取組方法として寄付金の募集は重要であり、「寄附金事務取扱規程」に沿って継続的に検討を行っていくこととしている。

令和 2 年度における、短期大学の入学定員充足率は 68.2%、収容定員充足率は 81.5%であり、妥当な水準とはいえないことから、引き続き定員充足率向上に取り組む必要性があり、改善に取り組んでいる。

学生数に応じた予算編成を行っている。支出については理事会で承認された予算及び事業計画に基づいて執行しており、したがって、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している（提出-19）。

以上のことから、計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

中期経営改善計画に基づいて、関係部門の現状の課題とその対応策を明確に定め、また、各関係部門の意向を反映した事業計画（重点目標・活動計画）および予算策定を行い、2 月の理事会にて承認されている。したがって、学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している（提出-16）。

理事会にて承認を得た事業計画（重点目標・活動計画）および予算については速やかに各箇所長を経て箇所へ伝達している。したがって、決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

事業計画（重点目標・活動計画）については MR 会議で、予算については月次報告書によりそれぞれ進捗の確認と執行状況を適正に管理執行している。したがって、年度予算を適正に執行している。

日常的な出納経理業務は各箇所の経理担当者および上長、箇所長の承認後、学園本部、常任理事を経て理事長に報告している。したがって、日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

資金の管理と運用については、寄附行為「第 26 条（積立金の保管）」において保管および運用方法が記述されており、運用財産もその考え方に準じ、元本保証の安全確実なものを原則としている。地元金融機関の普通預金及び定期預金が主であり、資産運用規程に基づき管理運用している。資産は「浦山学園固定資産及び物品管理規程」（備付 - 規程集 A117）に沿って固定資産管理表にて管理している。また、固定資産の棚卸しについても「浦山学園実地棚卸実施要領」（備付 - 規程集 A146）に沿って毎年度末までに 1 回以上実施している。したがって、資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

資金状況等については会計処理に基づいて記載、適正に管理し、月次報告書により毎月理事長に報告している。したがって、月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

以上のことから、財的資源を毎年度適切に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

学園として令和2年度に第3期中期経営改善計画(令和3年～令和5年)を作成し、今後三ヵ年において、取り組むべき事項を明確化し、各箇所の重点目標として連動させた。

「私学の経営分析と経営改善計画」にある経営判断指標に照らすと、本法人の現状は「B0」段階に相当するが、財務改善の観点は極めて重要であり、財務上の数値目標も改めて明確に目標設定を行った(提出-16)。以上のことから、短期大学の将来像が明確になっている。

また、並行して財務的な数値目標を達成するにおいても学生募集が大きな要素となるため、中期経営改善計画においても、定期的に短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行うことにしており、各部門にてSWOT分析を実施している。以上のことから、短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

上記記載の通り、第3期中期経営改善計画においては、1、キャリア・就職支援の改革、2、学事、教務の改革、3、学生募集の改革、4、社会人事業の強化、5、仕事改革の強化、6、新学科・専攻の設置準備、7、財務の強化の大きな7つのテーマに対して、各箇所において具体的な活動計画を立案し、各年度におけるKPIを設定した。また、同時にSmart Campus構想を立上げ、学園でのデジタル化を強力に推進していく体制とした。

学納金計画についても、令和5年度までの学生募集数値計画を学科・専攻単位で策定し、新学科設置計画等の要素も踏まえ、学生募集に連動させた財務計画(目標)を策定した。したがって、学生募集対策と学納金計画が明確である。

人事計画では、学科ごとの専任教員要件数は満たしており適切と言えるが、教職員の年齢構成の高齢化、定年等により不足する人員確保のための採用および人事育成など適切な人員構成に向けた中長期的な人材育成・採用計画等の検討が課題となる。

施設設備については、大規模な修繕や教育備品の整備が発生する場合は、緊急性・必要性・学園の資金を考慮し、優先順位をつけて年度当初の予算策定時に資金支出として計上し、対応している。今後、予想される施設設備の拡充・整備についても、中長期的な観点で検討していくことが課題となる。

外部資金の獲得として教育の質向上、地域貢献の公開講座等により、補助金および公開講座収入の増収を目指している。また、現段階では寄付金収入が見込めないため、学園全体と対象とした「浦山学園寄付金事務取扱規程」(備付-規程集A145)を制定し、寄付金募集活動を具体的に実施できる体制整備の検討を開始したが仕組みは十分とは言えない。したがって、外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っているが、体制強化が必要である。

以上のことから、経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。

短期大学全体においては、収支のバランスが保たれているものの、入学定員が充足できていない学科もあり、現状の社会ニーズに見合った入学定員の再検証と合わせ、それに見合う経費のバランスを検証する必要がある。

学内における情報共有については、学園全体の全体会議や各箇所における定期的な会議において情報共有が行えている。また経営状況については学園として HP に財務状況や事業報告書を掲載するとともに、本学でも運営会議や教授会、職員全体会議で決算状況や毎月の予算執行状況などを定期的に報告している。以上のことから、学内外に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人全体の帰属収支の構成比率において、約 8 割が学生生徒等納付金であり、学生数により財務状況が大きく左右される現状に変わりはない。収容定員充足率に相応した財務体質を維持するため学科専攻毎の収支バランスを把握する仕組みを検討し、少子化の進展に対応できる財務体質の強化に努め、予算の厳正な執行管理及び健全な予算計画の策定を行う必要がある。

また、経常費補助金以外の補助金や助成金、受託事業収入、寄付金収入などの外部資金獲得に向けて検討し取り組んでいく必要がある。

合わせて、現状の課題を踏まえた、中期経営改善計画の策定および実行、そして理事会等における進捗状況報告を適切に行い、PDCA サイクルをしっかりと構築していく必要がある。

環境整備対応の課題は大きいものの、並行して、現状の定員割れは最重要課題である。学科・専攻課程ごとの適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスについては入学定員の確保ができていない学科・専攻が課題である。

人事計画について、採用および人事育成など適切な人員構成に向けた長期人事計画の取り組みが必要である。

経営改善計画や施設設備特定資産確保など将来性・安定性のため明確な施策の検討が急務である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

情報公開については、文部科学省の指針に従い公開をしなければいけない項目を一覧化し、本学 HP において更新公開している。また、合わせて閲覧用の事業報告書につ

いても、学園本部に備え付けを行なっている。

FD/SD研修については、全教職員が年間で必ず受講しなければいけない回数を定め、本学での独自研修、外部で開催される研修の情報を適宜学内に発信し、各教職員の興味・関心において受講できる体制としている。(一部必須参加有り)

施設設備においては、老朽化に伴う回収は必要に応じて行なっている。また、学生の希望として意見が多かった女子トイレの増設について、令和2年度に増設を行なった。合わせて、2号館にバリアフリーの多目的トイレも増設した。

IT関係の整備については、基幹システムをクラウド(Google)に変更し、システムのスマート化、効率化を進めている。

財務強化については、前述の通り、中期経営改善計画を定め健全な財務状況で教育活動を行なっていけるよう努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学科・専攻課程の教職課程編成・実施の方針に伴う各種要件の点検・確認を組織的・体系的に行うために、改めて、点検・確認が必要な会議体および時期について整備を行う。また、点検・確認が必要な事項についても再検証する。

上記、教職課程編成の軸となるカリキュラム構築についての考え方や教職員に求める資質・能力を明確にし、FD・SD委員会主導による、FD/SD研修を企画・実施する。観点については、単に教育力の向上のみに留めず、仕事改革・働き方改革等、教職員の職場環境の改善・向上につながる内容も含めるものとする。

学内における物的資源については、特に様々な学校生活に必要な事項をWeb対応できるよう、通信環境等の整備に努める。合わせて、建物の老朽化に対応した中長期施設整計画、学生へのアンケート調査を継続的に実施し、よりよい学習環境の整備に努める。

法人全体の帰属収支の構成比率で学生生徒等納付金の占める割合は高く、教育の質を担保しつつ、収容定員充足率に相応した財務体質を維持していく。また、経常費補助金以外の補助金や助成金、受託事業収入、寄付金収入などの外部資金獲得に向けた取組みについても強化を図っていく。

以上の観点については、学園の第3期中期経営改善(3ヶ年)にも明確に落とし込み、適切なターンでのPDCAサイクルを行い、推進していくものとする。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

＜根拠資料＞

提出資料 20. 浦山学園寄付行為

備付資料 34. 理事長の履歴書

35. 学校法人実態調査表（写し）（平成30年度～令和2年度）

36. 理事会議事録（平成30年度～令和2年度）

備付資料—規程集

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、各種法令等に規定される職務を行い、この法人内部の事務を総括し、法人を代表して業務にあたっている。また理事長は、建学の精神および教育理念・目的を理解し、全教職員の全体会議や、各箇所とのMR会議などで建学の精神、教育理念、年度経営基本方針などを教職員に向け、繰り返し説明しており、学園の発展に寄与している。したがって、理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

あわせて理事長は学校法人浦山学園の代表としてその業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮するとともに、毎会計年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た後、その決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。以上のことから、理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事会は、学校法人浦山学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している（備付-36）。理事会は、寄附行為第11条に従い、理事長が招集し議長を務めている（備付-36）。

理事会は学園全体運営が第三者評価に対応できる事業報告書および情報公開により社会的説明責任を果たす努力をしている。したがって、理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、本学の発展のために学内外の必要な情報を収集している（備付-36）。

また、本学園が教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とすることを定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があること

を認識している。

理事会は学校法人浦山学園寄附行為をはじめ、富山福祉短期大学学則、組織規程、浦山学園就業規則等、学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備している（備付 - 規程集）。

以上のことから、理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事は、浦山学園寄附行為の選任条項に基づき、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および見識を有している。また、私立学校法第 38 条、学校教育法第 9 条および浦山学園寄附行為に基づき選任している。

浦山学園寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している（提出-20）。

以上のことから、理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特に、文部科学省が取り組む【人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化】に関する「私立大学等経営強化集中支援事業」や「私立大学等改革総合支援事業」等の申請要件の変更に伴い、より時代のニーズに合った、地域に開かれた高等教育機関としての体制づくりが急務である。そのためにも年度経営基本方針に対応した重点目標・活動計画の具現化することが課題と考えている。

令和元年度経営基本方針では、①学生確保、②DCA Policy、③仕事改革、④構造改革の 4 項目を重点項目とし、学園の改革に積極的に取り組んでいくこととしている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 備付資料 20. 21. 教員個人調書(学長含む)
37. 教授会議事録(平成 30 年度～令和 2 年度)
38. 委員会等の議事録(令和 2 年度)

備付 - 規程集

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営

している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

本学の教育研究活動の全般について、学長が運営会議の議長を務め、以下の方針管理を「富山福祉短期大学運営会議規程」（備付 - 規程集 A223）に従い運営している。

- (1) 中長期計画および年度計画に関する事項
- (2) 学則およびその他の諸規定の制定および改廃に関する事項
- (3) 教授会審議を経て上程された事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成および運営に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援・指導するための方針に係る事項
- (7) 学生の入学・卒業その他学生の在籍に関する方針に係る事項
- (8) 教育および研究の推進に関する事項およびその状況について自ら行う自己点検・評価に関する事項
- (9) 入試・広報に関する事項
- (10) 予算に関する重要事項
- (11) その他学長が必要と認めた事項

また、教授会は、毎月、教授、准教授、講師、助教を学長が招集し、学長または学科長が議長を務め開催している。具体的な審議事項は次の通りである（備付 - 規程集 A201, A205）。

- (1) 学則および教学についての諸規定に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、復学、退学、除籍および卒業に関する事項
- (4) 学生の授業および試験に関する事項
- (5) 学生の修学等を支援するための助言、指導、援助等に関する事項
- (6) その他教育研究に関する事項

以上のとおり、経営方針に基づいた方針管理を行う運営会議と具体的な教育課題を審議する教授会との適切な接続により、教育の質保証に向けたPDCAサイクルの構築を図り、教授会を審議機関として適切に運営している。したがって、学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

現学長は昭和 51 年に聖路加看護大学を卒業し、平成 10 年に富山医科薬科大学大学院修士課程を修了している。保健師、助産師、看護師資格、教員免許を有し、実務経験も有している。富山医科薬科大学附属病院副看護部長、高岡市医師会訪問看護ステーション管理者、富山大学医学薬学研究部教授を経て、平成 19 年に本学社会福祉学科

教授として赴任した。平成 20 年に本学看護学科開設に伴い看護学科教授、学科長に就任し、10 年間務めた。さらに平成 29 年 4 月からは、共創福祉センター長として活動していた。

現学長は平成 29 年 11 月に学長に就任した。前学長の任期途中からではあったが前学長の方針を引き継ぎ、地域連携活動について、共創福祉センターの機能をさらに活性化させるようリーダーシップを発揮している。また、自ら周辺自治体や介護、福祉、医療機関等への活動支援をしており社会活動に貢献している。(学長の履歴書・業績調書) したがって、学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

学長は、地方自治体(射水市・高岡市・氷見市)と連携協力に関する協定を基に、平成 27 年度全学科で開講した「富山コミュニティー論」をさらに発展させ、学生のアクティブ・ラーニング教育の推進を通して地域を活性化する取り組みをしている。また教員の教育・研究を推進するため学長裁量経費の教育・研究活動への配分を行っている。このように、「建学の精神と教育理念」を具現化する「学生の行動目標を示す福短マトリックス」の教育実践を通して「建学の精神」の意思を具体的に表明し、教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」教育の推進に努めている。したがって、学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

富山福祉短期大学では学則第 37 条で懲戒について定め、37 条 3 項で「懲戒の処分の手続きは、学長が別に定める。」としている(備付 - 規程集 A201)。現在、明文化された手続き規定はないが、学科会議、第三者(弁護士)の意見を聴取し、運営会議の議を経て学長が処分内容を決定し、教授会に報告している。また、本人、保証人への通知方法、関連書類の保存方法についてはマニュアルを作成している。したがって、規程として明文化された手続きではないが、学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。

富山福祉短期大学では、毎年重点目標を定め四半期ごとに評価会議(PDCA 会議)を開催し、理事長への報告(MR 会議)を行っている。また、浦山学園教職員評価規程に従い、半期ごとの個人目標を定め、四半期ごとの上長と面談を経てノーツシステムを用いて学長、理事長へ報告している。したがって、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

現学長は、前学長の辞任に伴い公募がなされ、選考委員会の答申を経て理事会で選考され、理事長が任命した。その後、前任学長の残任期間の終了に伴い、再度、平成 31 年 4 月の理事会で学長として選考され理事長が任命している。したがって、学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。(富山福祉短期大学学長専攻規程) 以上のことから、学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

前述の通り、学長は、経営方針に基づいた方針管理を行う運営会議と具体的な教育課題を審議する教授会との適切な接続により、教育の質保証に向けた PDCA サイクルの構築を図り、教授会を審議機関として適切に運営している。したがって、学長は、教授会規程に基づき教授会を開催し、教授会を審議機関として適切に運営している。

また、学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知し、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会の議事録は、毎回作成され、参加者の確認を経てグーグルの共有ドライブ内に保管され、さらに紙媒体でも学事部において保管している。したがって教授会の議事録を整備している。

富山福祉短期大学では、毎年度末に教職員全体会議として教授会を開催し、学習成果、および DCA の 3 ポリシーの確認を行っている。したがって、教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

また、教育にかかわる委員会として、教務委員会、学生委員会、教育過程改善委員会、図書・研究委員会、ラーニングセンター運営委員会、FD・SD 委員会を設置し定期的に開催している。したがって、学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

以上のことから、学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学内で実施されている取り組みを明文化し、組織化して定着させていくことが、今後の発展の基礎固めとしての課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 備付資料 39. 監事の監査状況（平成 30 年度～令和 2 年度）
40. 評議員会議事録（平成 30 年度～令和 2 年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務遂行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務遂行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務遂行の状況について、毎会計年度監査を行うなど適宜監査している（備付-39）。監事は、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務遂行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務遂行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員は、諮問機関として19名の評議員（定数15～25名）にて構成し、9名の理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。現在欠員はない。選任につ

いても浦山学園寄附行為第 23 条に基づき適切に行っている。

評議員会への諮問事項についても、浦山学園寄附行為第 21 条に基づき適切に行っている。この内容は私立学校法第 42 条に準じている。評議員会の運営については、浦山学園評議員会の運営に関する規程に基づき年 3 回開催としている。理事会にて決議された決算については、評議員会にて報告し意見を求めている。以上のことから、評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している（備付 - 40）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

法定の情報公開については、学校教育法施行規則の規程に基づき、学園の情報公開規程、書類閲覧規則に従い、学園の基本情報、教育情報、事業報告、財務情報等をホームページにて公開している。

(URL, <https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/fukutanbox#dl08>)

私立学校法に定められた情報を浦山学園 HP にて公表・公開している。

(URL, <https://www.urayama.ac.jp/report/>)。

また、富山福祉短期大学の教育情報の公開も積極的に行い大学ポートレートにも参加している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

定期的な業務監査、会計監査を行うことができる環境は整っているが、監事監査での助言や改善課題をフィードバックし検討する仕組み・体制の整備が課題である。

私学を取り巻く環境の変化から、監事に求められる役割がますます重要であるが、監事報告・監査機能を補完する内部監査メンバーの配置等、監査機能を高める環境整備は引き続きの課題である。

評議員会は、浦山学園寄附行為に基づいて開催し、諮問機関として適切に運営しており、特に課題はない。

高い公共性と社会的責任を有していることを学園教職員全員でしっかりと共有し、

ガバナンスや情報公開の在り方、公開方法等について、常に確認を行い、適切な情報公開の体制を維持・継続していくことが重要である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

各年度の基本方針において、取り組むべきテーマを定め、その観点には学生募集の強化という視点は外すことはできないが、いわゆる顧客(募集ターゲット)の多様化の観点は必ず含まれており、学生生徒納付金のみに頼らざるを得ない経営からの脱却を目指している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和2年度に策定した第3期中期経営改善計画および Smart Campus 構想の具現的取り組みを推進していくためのマネジメントを強化する。